

# 調査報告書

2023年1月25日

大日本図書株式会社特別調査委員会

2023年1月25日

大日本図書株式会社 御中

大日本図書株式会社特別調査委員会

委員長 西 岡 清 一 郎

委 員 金 山 卓 晴

委 員 高 根 和 也

委 員 柳 澤 千 賀 子

## 目 次

第1	本報告書について .....	4
第2	調査の方法 .....	4
1	調査の端緒 .....	4
2	当委員会について .....	5
3	調査の方法 .....	5
4	前提条件及び留保事項 .....	6
第3	調査の結果 .....	7
1	調査結果の概略 .....	7
2	前提として .....	7
3	五霞町事案について .....	10
4	藤井寺事案について .....	15
5	その他の採択地区について .....	39
6	経理処理の方法について .....	40
第4	原因分析 .....	44
1	大日本図書におけるガバナンスの欠如 .....	44
2	教科書の採択を獲得し、又は採択を維持するという大日本図書の利益に沿うことを至上のものとした結果としてのコンプライアンス意識の欠如 .....	45
3	A氏やC氏を初めとする「採択関係者」のコンプライアンス意識の欠如 .....	46
4	C氏の言動の特異性 .....	46
5	経理部門を通じた管理体制の機能不全 .....	46
6	全社的なリスク管理体制の機能不全 .....	47
第5	再発防止策 .....	48
1	取締役会のガバナンス改革 .....	48
2	コンプライアンス委員会のもとの行動規範遵守のための具体的方策の策定 .....	49
3	行動規範の遵守を徹底するための全社的な危機管理体制の構築 .....	50
4	採択に関する営業における意識改革とコンプライアンス意識の定着 .....	51

略語表

	略語	正式名称
き	教科書協会	一般社団法人教科書協会
こ	行動規範	教科書発行者行動規範（2016年制定。2021年改訂）
	五霞町	茨城県猿島郡五霞町
	五霞町事案	大日本図書の役職員らが2022年7月1日に五霞町教育長らと会食し、飲食代を全額支払うなどの接待をした疑いがある事案
た	大日本図書	大日本図書株式会社
と	当委員会	大日本図書株式会社特別調査委員会
ふ	藤井寺市	大阪府藤井寺市
	藤井寺事案	教科書採択に当たり便宜を受けた見返りに、大日本図書の役職員らが藤井寺市立中学校の元校長に対して現金を贈与するなどした疑いがある事案
む	無償措置法	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

## 第1 本報告書について

大日本図書は、2022年11月1日、教科書（教科用図書。以下同じ。）採択にかかわる不祥事案に関する事実調査及び原因分析並びに必要な改善提案等を行うことを目的として、当委員会を設置した。

当委員会が大日本図書との合意により定めた調査スコープは、下記のとおりであり、調査対象としたのは、行動規範が制定された2016年以降である。

本報告書は、当委員会が行った調査の結果を報告するものである。

### 【調査スコープ】

- 1 大日本図書の役職員らが、①茨城県内の料亭において、同県五霞町の教育長らに対し、飲食提供をした事案、及び、②大阪府藤井寺市の元校長に対して現金を贈与するなどした事案についての事実調査及びこれに対する評価
- 2 前記1の類似事案の調査及びこれに対する評価
- 3 前記1及び2記載の各事案の原因分析
- 4 再発防止策の策定

## 第2 調査の方法

### 1 調査の端緒

- (1) 大日本図書は、教科書採択に当たり便宜を受けた見返りに、同社の役職員らが藤井寺市立学校教科用図書選定委員を兼務していた藤井寺市立中学校の元校長に対して現金を贈与するなどした疑いがある事案（以下「**藤井寺事案**」という。）の存在を把握し、2022年9月16日、文部科学省に対して、その旨を報告した。

当該事案に関しては、同年11月2日、報道機関により、当該元校長が加重収賄容疑で書類送検されるとともに、大日本図書の元役員及び社員が贈賄容疑で書類送検された旨が報道された。

- (2) また、大日本図書は、同社の役職員らが同年7月1日に五霞町教育長らと会食し、飲食代を全額支払うなどの接待をした疑いがある事案（以下「**五霞町事案**」という。）の存在を把握し、同年9月20日、文部科学省に対して、その旨を報告した。

当該事案に関しては、同月30日、報道機関により、報道がなされた。

- (3) 以上の事実経過の中で、大日本図書は、文部科学省から、前記各事案について徹底した事実調査を行うとともに、その原因分析を行い、必要な再発防止策を検討するよう指導を受け、当該指導に応えるために当委員会を設置した。

## 2 当委員会について

### (1) 当委員会の構成

当委員会の構成は、以下のとおりである。

委員長 西岡清一郎（あさひ法律事務所弁護士・元広島高等裁判所長官）  
委員 金山卓晴（同法律事務所弁護士）  
委員 高根和也（同法律事務所弁護士）  
委員 柳澤千賀子（大日本図書取締役）

なお、当委員会は、その補助者として、名取桂（同法律事務所弁護士）を本調査に従事させた。

前記各弁護士は、いずれも大日本図書と利害関係を有しない外部の弁護士である。

### (2) 日弁連ガイドラインとの関係

当委員会は、日本弁護士連合会作成の「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」（2010年7月15日制定、同年12月17日改訂）に定める第三者委員会には該当しないが、当委員会と大日本図書は、その性質に反しない範囲で、当該ガイドラインに準じて調査を行うことを合意している。

## 3 調査の方法

当委員会が実施した調査は、概ね、以下のとおりである。

### (1) ヒアリング

ア 当委員会は、下記の者に対して、対面又はウェブ会議システムを用いてヒアリングを実施した。

- |  |                |
|--|----------------|
| ① 五霞町事案に関係する大日本図書の役職員                  | 合計 2 名（延べ 3 回） |
| ② 五霞町事案の外部関係者                          | 合計 1 名（延べ 1 回） |
| ③ 藤井寺事案に関係する大日本図書の役職員（退職者を含む。）         | 合計 2 名（延べ 6 回） |
| ④ 藤井寺事案の外部関係者                          | 合計 2 名（延べ 2 回） |
| ⑤ 大日本図書の経理担当者                          | 合計 3 名（延べ 2 回） |
| ⑥ 2016 年以降における大日本図書の支社長経験者（前記①及び③以外の者） | 合計 6 名（延べ 6 回） |
| ⑦ 大日本図書元代表取締役                          | 合計 1 名（延べ 1 回） |

また、当委員会は、前記の対面又はウェブ会議システムを用いたヒアリング

のほか、一部の者に対して書面によるヒアリングも実施した。

イ なお、当委員会は、五霞町事案及び藤井寺事案の外部関係者 8 名に対し、調査への協力を求める要請書を送付したところ、前記②及び④に掲げた 3 名については協力を得ることができたが、その余の 5 名については、いずれもヒアリングを実施することはできなかった(当該 5 名のうち、1 名からは応答がなく、3 名には公判手続への影響を理由に調査協力を拒まれ、残る 1 名は対面でのヒアリングには応じられないとのことであった。)

## (2) 関係資料

当委員会は、大日本図書及びヒアリング対象者から、調査事項に関連する資料(電子データを含む。)の提供を受け、また公開されている資料を自ら収集し、これらの資料の精査を行うとともに、前記ヒアリングに際して、ヒアリング対象者から説明を受けるなどの調査を行った。

## (3) アンケート調査

当委員会による調査に先立ち、大日本図書は、行動規範を逸脱した事案の有無を確認するため、全役職員を対象としてアンケート調査を実施した。当委員会は、その調査結果を引き継ぎ、その結果の確認を行った。

## (4) 情報提供窓口の開設

当委員会は、委員長が在籍する法律事務所内に、大日本図書の全役職員を対象として、行動規範違反行為又は違反が疑われる行為に関する情報提供窓口を設置し、大日本図書の協力を得て、その社内告知を行った。

なお、本報告書作成日までの間に、当該窓口へ寄せられた情報は無い。

## 4 前提条件及び留保事項

本報告書の前提条件及び留保事項は、以下のとおりである。

- ① 本報告書は、限られた期間において、任意に提供された資料及び情報に基づき行った調査・検証の結果である。特に、重要な関係者の一部についてヒアリングが実施できていない。そのため、当委員会は、可能な限り真実を追求すべく努力したが、合理的に推測される範囲内での記載にとどまった箇所もあるなど、その結果には自ずと限界があり、仮に新たな事実が判明した場合には、当報告書の記載内容及び意見が変更になる可能性がある。
- ② 本報告書に記載された当委員会の意見は、当委員会としてのものであり、各委員が所属する組織・団体の意見を代表するものではない。
- ③ 本報告書は、大日本図書及びその関係者の民事及び刑事上の法的責任を判断す

るものではない。

### 第3 調査の結果

#### 1 調査結果の概略

五霞町事案及び藤井寺事案については、後記のとおり、行動規範に違反する不適切な行為が行われたと評価せざるを得ない。

ただし、五霞町事案においては、偶発的な側面があり、教科書採択制度への信頼に対する影響が生じたことは否定できないが、結果として、特定の年度に行われた採択の公正が実際に歪められたとは認められなかった。

また、藤井寺事案において、C氏は、自らの地位を利用して、X1及びY1に対し、本来開示してはならない調査員の名前を伝え、調査員に対する働きかけを促すと共に、自らの知人であり、採択関係者であるD氏及びE氏の両教育委員への働きかけを促し、かつX1及びY1が両教育委員に働きかけができる場を設定するなど、教科書採択に関する自らの人脈を誇示して、ゴルフや会食、更には物品なども要求していた<sup>1)</sup>。

これらの事情をもって、大日本図書の責任が減免されるものでないことは勿論であるが、本報告書では、関係資料により認定できる事実経過を報告することと併せて、当該両事案が、以上のとおり指摘できることについても言及する。

#### 2 前提として

##### (1) 教科書の「検定」・「採択」制度の概要

###### ア 制度の概略

(ア) 教科書の著作編集・検定・採択・使用は、概ね、以下の4年サイクルで行われる。

- 1～2年度目 : 教科書会社による著作編集
- 3年度目 : 検定
- 4年度目 : 採択
- 5年度目 : 各学校が、採択された教科書の使用を開始。

教科書会社は、次回検定に向けて著作編集を実施

(イ) なお、小学校用の教科書と中学校用の教科書とでは、「4年サイクル」が、1年ずれる形になっている（小学校用が1年先行する。）。2017年度以降のサイクルは、以下のとおりである。

---

<sup>1)</sup> 関係者の説明については、後記4(2)記載のとおりである。

		2017年度 (平成29)	2018年度 (平成30)	2019年度 (令和元)	2020年度 (令和2)	2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5)	2024年度 (令和6)	2025年度 (令和7)
小学校	学習指導要領の告示	調査・編集	検定	採択/ 製造・供給	使用開始					
					調査・編集	検定	採択/ 製造・供給	使用開始		
中学校		調査・編集	検定	採択/ 製造・供給	使用開始					
					調査・編集	検定	採択/ 製造・供給	使用開始		

## イ 「検定」について

- (ア) 小学校及び中学校においては、「文部科学省の検定を経た教科用図書」を使用しなければならない（学校教育法 34 条及び 39 条）<sup>【2】</sup>。
- (イ) 教科書会社が、前記「4 年サイクル」の 3 年目に、文部科学大臣に対し、その作成にかかる教科書につき「検定」の申請を行うと（教科書用図書検定規則 4 条 1 項及び 2 項）、教科用図書検定調査審議会（学校教育法 34 条 5 項）により審議が行われ、検定意見が付され、これを受けて教科書会社が教科書内容の修正等を行い、これらの手続を経た後、検定の可否が決定・公表される。

## ウ 「採択」について

- (ア) 「採択」とは、前記「検定」に合格した複数の教科書の中から、実際に小学校・中学校において使用する 1 つの教科書を決定することである（無償措置法 13 条）。
- (イ) 採択権者は学校の種別に応じて異なり、市町村立学校については、市町村の教育委員会が採択権者となる。  
ただし、市町村立学校の採択については、都道府県の教育委員会が、市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域に、採択地区を設定することとされており（無償措置法 12 条 1 項）、同採択地区単位で、教科書の採択を行うこととなる（同法 13 条 1 項、3 項及び 4 項）。
- (ウ) 市町村の教育委員会は、その長である常勤の「教育長」1 名と、非常勤の「教育委員」原則 4 名から構成され、首長から一定の独立性を有する行政委員会である（地方自治法 180 条の 5 第 1 項 1 号、180 条の 8、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 2 条、3 条）<sup>【3】</sup>。

<sup>2</sup> なお、学校教育法上は、「文部科学省が著作の名義を有する教科用図書」の使用も認められているが、同教科用図書は、特別支援学校用の教科書など、需要が少ないために民間による発行が期待できない分野においてのみ使用されており、本件とは関係がないため、割愛する。

<sup>3</sup> 「教育長」及び「教育委員」は、いずれも、首長が、議会の同意を得て任命する（地

教育委員会は、「調査員」を選任し、その調査・研究の実務に当たらせることができる。「調査員」は、多くの場合は小学校又は中学校の教員の中から選任され、採択の対象とされている各教科書会社の教科書の内容を検討し、その検討結果を報告する役割を担う。いかなる者が選任されたかについては、採択期間中は外部に公表されない【4】。

そのほか、「選定委員会」等の任意の会議体が置かれることもある【5】。「選定委員会」は、学校の校長・教員、学識経験者、教育委員会事務局の職員、保護者代表などから構成され、調査員からの報告を受け、これを審議し、教育委員会に対し、答申を行うなどの役割を担う。

(エ) 採択年度（前記「4年サイクル」の4年目）が始まると、各教科書会社は、文部科学大臣に対し、前記「検定」に合格した教科書のうち実際に発行しようとするもののリストを届け出る。文部科学大臣は、これに基づき、採択対象となる教科書目録を作成した上、都道府県の教育委員会を通じて、市町村の教育委員会や各学校に対し、同目録を送付する。また、教科書会社は、市町村の教育委員会に対し、採択の参考に供するため、教科書見本を送付する。

市町村の教育委員会は、調査員による調査、選定委員会による審議を経て、採択年度の8月末日までに、次年度から使用する教科書を、種目【6】ごとに採択する（無償措置法施行令14条）。

(オ) 前記のとおり教科書検定・採択は「4年サイクル」で行われているため、採択された教科書は、通常、採択年度の翌年度以降4年間、採択地区において使用されることとなる。

## エ 大日本図書の教科書について

(ア) 大日本図書は、下表記載の各種目の教科書を発行している。

小学校	中学校
「算数」「理科」「生活」「保健」	「数学」「理科」「保健体育」

(イ) 大日本図書の教科書は、前記（ア）記載の全7種目について、2018年度

方教育行政の組織及び運営に関する法律4条）。

<sup>4</sup> なお、採択終了後、情報公開請求等で判明することがある。

<sup>5</sup> 自治体により、名称は様々のようである。

<sup>6</sup> 「種目」と「教科」とは、完全には一致しておらず、1つの「教科」が、そのまま1つの「種目」とされる場合もあるが（例えば、「算数」「数学」「理科」など）、1つの「教科」が、複数の「種目」に分けられている場合もある（例えば、「国語」の教科は、「国語」・「書写」の2種目に分けられている。）。なお、小学校用と中学校用とは、別種目である。

に行われた小学校用の教科書の「検定」と2019年度に行われた中学校用の教科書の「検定」に合格している。

## (2) 「行動規範」について

ア 教科書協会は、検定教科書の質的向上と教科書の発行及び供給に関する調査研究を行い、もって学校教育の充実発展に寄与し、あわせて出版文化の向上を期することを目的とする一般社団法人であり、2022年4月1日現在、教科書会社41社（大日本図書を含む。）が正会員として加盟している。

イ 教科書協会は、教科書宣伝の公正性を確保し、社会から信頼される企業として健全に発展するために従うべき基準として、2016年9月9日、「行動規範」を策定した。

行動規範は、2015年10月頃、教科書会社が、外部への流出が禁止されている検定申請本の内容を教員等に見せ、意見を聞き、その謝礼として金品を支払った問題が報道され、教科書会社各社の自己点検の結果、計10社が同様の行為に及んでいたことが明らかとなり、社会問題化したこと等を契機として、策定されたものである。

ウ 行動規範は、「採択関係者【7】に対する不当な利益供与」等の禁止行為を定めている。

## 3 五霞町事案について

### (1) 教科書採択の状況

五霞町を含む茨城県第11採択地区【8】における直近3回【9】の教科書採択の状況（ただし、大日本図書が教科書を発行している教科に限る。）は、以下のとおりである。

---

<sup>7</sup> 行動規範によれば、「採択関係者」とは、「採択に関与する者」をいい、採択権者である教育委員会の関係者（国立学校・私立学校においては学校長）のほか、教科用図書選定審議会若しくは採択地区協議会の委員又は調査員等として採択に至るまでの一連の手續に関与する者に加えて、実際にこれらの職に就いているか否かにかかわらず校長・教員等の全ての学校関係者を含むものとされている。

<sup>8</sup> 第11採択地区の構成市町村は、古河市、常総市、坂東市、五霞町、境町である。

<sup>9</sup> 小学校用教科書は2018年、中学校用教科書は2019年が採択年度であったが、それぞれ翌年に予定される新教育課程の教科書への切り替え前1年間に使用する教科書の採択であり実質的な競争は行われなかったため、本報告書では割愛する。

ア 小学校

教科	採択年度		
	2010年	2014年	2019年
算数	大日本図書	大日本図書	大日本図書
理科	大日本図書	大日本図書	大日本図書
生活	大日本図書	東京書籍	大日本図書
保健	大日本図書	学研	大日本図書

イ 中学校

教科	採択年度		
	2011年	2015年	2020年
数学	大日本図書	大日本図書	大日本図書
理科	大日本図書	大日本図書	大日本図書
保健体育	大日本図書	大日本図書	東京書籍

(2) 関係者

- ア 五霞町事案における関係者は、以下の4名である。
- (ア) X2は、1987年9月に大日本図書に入社した後、営業局の課員として、五霞町を含む茨城県・県西地域を長年にわたり担当し、2017年10月に営業局東日本営業局東日本支社支社長に就任した者である。なお、2021年11月には、同支社長と兼務する形で取締役兼営業局営業局次長に就任した。
- (イ) Y2は、2003年12月に大日本図書に入社した後、営業局の課員として、五霞町を含む茨城県・県西地域を担当してきた者である。
- (ウ) A氏は、1985年に茨城県教職員として採用され、茨城県内の小中学校の教諭等を歴任した後、2022年3月坂東市立南中学校校長をもって退職した後、同年4月に五霞町の教育長に就任した者である。
- (エ) B氏は、1981年に教員となり、以後、茨城県内の小中学校の教諭等を歴任し、五霞町内の中学校の校長を務めた後に退職した者である。なお、退職後は、行動規範に定める「採択関係者」には就任していない。
- イ 当委員会は、当該4名のうち、X2、Y2及びB氏についてヒアリングを実施したが、A氏については、当委員会からの要請に対して応答がなく、ヒアリングを実施することはできなかった。

### (3) 認定事実

#### ア A氏が五霞町教育長に就任するまでの経過

- (ア) A氏は、2021年度、坂東市立南中学校の校長の職にあったが、2022年3月をもって定年退職を迎えることが予定されていた。
- (イ) Y2は、2021年秋頃、通常の営業活動の一環として、同中学校を訪問し、校長室でA氏と二人きりになった際、長年にわたる職務をねぎらうため、同人が2022年3月をもって定年退職した後に、かねてから同人と知人関係にあると聞いていたB氏を誘い、会食の席を設けることを提案したところ、A氏は、これを承諾した。なお、この際は、会食の日時・場所等の具体的な予定が決められたわけではなかった。
- (ウ) Y2は、その頃、B氏に対し、A氏が定年退職した後に、会食の席を設けたいと考えており、B氏にも参加してもらうことが可能かと尋ねたところ、B氏は、これを承諾した。
- (エ) Y2は、その後、自らが在籍する東日本支社の支社長であり、茨城県・東西地区の前任者でもあったX2に対し、A氏に対して会食の提案をして承諾を得た旨を報告し、X2にも会食に同席してもらいたい旨を相談したところ、X2は、これを承諾した。
- (オ) 五霞町議会は、2022年3月17日に開催された「令和4年第1回五霞町議会定例会」において、前五霞町教育委員会教育長から、同年3月4日付けで、同月31日をもって教育長を退任したい旨の辞職願が提出されたことに伴い、後任にA氏を任命することに同意を求める旨の議案につき、同意する旨の採決を行った。
- (カ) A氏が教育長に就任することとなった事実は、その頃、新聞報道され、X2、Y2及びB氏は、当該報道により、それぞれその事実を把握した。

#### イ 会食の予定が組まれた経過

- (ア) Y2は、2022年4月頃、教育長に着任したA氏への挨拶のため、五霞町の教育長室を訪問した。なお、この際に、Y2が手土産を持参するようなことはなかった。

Y2は、その際、A氏に対し、同人が教育長に就任したため、会食は取りやめた方がよいか否かを尋ねたところ、A氏は、「以前から話していたものであるため実施してよい」旨回答した。
- (イ) Y2は、A氏との面会后、X2に対し、「A氏に会食を取りやめた方がよいか否かを尋ねたところ、実施してよい旨の回答を得た」旨を報告した上で、会食を実施してよいか否かを尋ねたところ、X2は、実施してよいのではな

いかと回答した。

- (ウ) B氏は、その頃、Y2に対し、A氏が予定どおり会食を行う意向なのか否かを尋ねたところ、Y2は、A氏は実施してよいと述べている旨回答した。そのため、B氏が、Y2に対し、会食の取りやめを提案することはなかった。
- (エ) Y2は、A氏、X2及びB氏の予定を確認して日程調整を行い、同年7月1日午後6時に会食を行うことを決め、同人らに対し、これを連絡した。また、Y2は、会食場所の候補として、茨城県古河市所在の飲食店の個室を選定し、X2にこれを諮ったところ、X2は、これを承諾した。そこで、Y2は、同店に予約を入れるとともに、A氏及びB氏に対し、その旨の連絡を行った。なお、その際にY2が予約したのは、1人当たり約8000円(消費税込み)のコース料理であった。
- (オ) X2は、同年6月9日、新聞報道により、A氏の母が、同月7日に死亡したことを知った。Y2も、その頃、その事実を把握したため、A氏に対して、予定どおり会食を実施してよいかどうか尋ねたところ、A氏は、開催してよい旨回答した。
- (カ) Y2が、B氏及びX2に対し、それぞれ、「A氏の意向を確認したところ、予定どおり会食を開催してよいとの回答であった」旨連絡したところ、両名とも、A氏が開催してよい旨述べているならば、開催に異存ない旨述べた。

## ウ 会食の実施

- (ア) Y2は、会食予定日の前日に当たる同年6月30日、JR上野駅構内の土産物屋において、A氏分とB氏分の土産物として、単価1620円(消費税込み)の焼き菓子を合計2個、合計3240円(消費税込み)で購入した。
- (イ) X2、Y2、A氏及びB氏は、同年7月1日午後6時、前記飲食店に現地集合し、店内の個室に入室した。A氏とB氏は、偶然当該店舗の駐車場で合流したため、二人で一緒に入店した。
- (ウ) 同人らは、Y2が事前に予約したコース料理を食しながら、X2がビール数杯、その余の3名はソフトドリンクを数杯ずつ飲んだ。
- (エ) 同人らは、会食中、教科書採択に関する話をするのではなく、A氏とB氏の共通の知人の話などの世間話を行った。なお、B氏は、当委員会によるヒアリングに対し、当日の会話から、大日本図書がA氏に対し、教科書採択に関して便宜を図ることを求めるような意図を感じることはなかった旨述べている。
- (オ) 会食は、B氏の声掛けにより、午後8時前に終了することとなり、Y2は、1人で個室を出てレジへ向かい、全員分の代金として、合計4万1140円(消

費税込み)を支払い、会計が終了した後、個室へ戻った。

- (カ) この日の会食は、これにより終了することとなり、二次会が開催されることもなかった。A 氏及び B 氏が先に店舗を出て、帰宅するため、駐車場に停めてあった各自の自家用車に乗ろうとしたところ、手土産を交付することを失念していた Y2 が同人らを追いかけて駐車場まで出てきて、同人らに、それぞれ前日に購入した手土産を交付した。同人らは、これを受け取った後、各自の自家用車に乗って帰宅した。
- (キ) Y2 は、会食当日又はその後、B 氏から、A 氏及び B 氏分の食事代を支払いたい旨の申し出を受けたが、大日本図書側で負担するとして、当該申し出を断った。

## エ 会食後の経過

- (ア) Y2 は、同年 7 月 4 日、同年 6 月に支出した経費を精算する一環として、前記手土産代 3240 円の精算を求める支払伝票を起票し、同手土産の領収書を添付して、これを大日本図書に提出し、同年 7 月 8 日、同社からその支払を受けた。

また、Y2 は、同年 8 月 1 日、同年 7 月に支出した経費を精算する一環として、前記会食代金 4 万 1140 円の精算を求める支払伝票を起票し、同会食の領収書を添付して、これを同社に提出し、同年 8 月 9 日、同社からその支払を受けた。

なお、当該各支払伝票は、いずれも X2 の決裁印が押印された後、経理担当者に回付された。

- (イ) B 氏は、同年 9 月 20 日、五霞町事案に関して報道関係者による取材を受けた。B 氏は、これを受けて X2 に連絡し、A 氏と B 氏の 2 名分の食事代を支払いたいとして、振込先口座の教示を求め、同月 26 日、教示を受けた大日本図書名義の預金口座に振り込む方法により、2 名分の食事代として 2 万円を支払った。
- (ウ) 複数の報道機関は、同年 9 月 30 日、大日本図書が五霞町教育長らを接待した旨の報道を行った。
- (エ) A 氏は、同年 10 月 3 日、五霞町に辞職願を提出し、同月 7 日付けで教育長を辞職した。
- (オ) なお、五霞町事案について、捜査機関による捜査が行われている事実は確認されていない。

## (4) 五霞町事案の評価

前記会食における A 氏の食事代を大日本図書が負担した行為は、採択関係者

に対する利益供与に当たるといわざるを得ない。五霞町事案は、関係者全員が承知の上で行動規範に違反する行為が行われたものであり、しかも、大日本図書の役員と教育長が関与していたものであるから、その意味では問題があることは明らかである。また、報道されたことにより教科書制度の信頼に対する社会的反響を呼んだことも否定できない。

ただし、前記会食に至った経緯に照らすと、会食は A 氏の学校長退職の慰労として教育長就任前に企画されたもので、前任者の退任に伴い A 氏が教育長に就任することとなったとの偶発的な側面があり、大日本図書側に教科書採択において便宜を受けることを企図していたと窺われる事情は認められず、大日本図書に対する便宜が図られることにより特定の年度に行われた採択の公正が実際に歪められたことを窺わせるに足りる事実も認められない。また、本件以外に、A 氏、又は五霞町を含む第 11 採択地区における採択関係者に対する利益供与その他の行動規範の違反行為又はそれを疑わせる行為の存在は認められない。

#### 4 藤井寺事案について

##### (1) 教科書採択の状況

藤井寺市地区における直近 3 回の教科書採択の状況は、以下のとおりである。

##### ア 小学校

教科	採択年度		
	2010 年	2014 年	2019 年
算数	日本文教	学校図書	学校図書
理科	東京書籍	<b>大日本図書</b>	<b>大日本図書</b>
生活	学校図書	<b>大日本図書</b>	<b>大日本図書</b>
保健	学研	学研	東京書籍

##### イ 中学校

教科	採択年度		
	2011 年	2015 年	2020 年
数学	日本文教	日本文教	<b>大日本図書</b>
理科	東京書籍	東京書籍	啓林館
保健体育	東京書籍	<b>大日本図書</b>	<b>大日本図書</b>

## (2) 関係者

ア 藤井寺事案における関係者は、以下の8名である。

(ア) X1は、1981年4月に大日本図書に入社した後、営業局の課員として、藤井寺市を長年にわたり担当し、2006年11月に営業局大阪支社【<sup>10</sup>】支社長に、2017年11月に同支社長と兼務する形で営業局西日本営業局担当取締役兼西日本営業局局長に、2018年1月営業局統括局長に就任し、2022年10月19日、取締役を辞任した者である。

X1は、大日本図書の営業局大阪支社支社長を務めていた2010年頃、仕事を通じて、当時、教育委員会の事務局として稼働していたC氏と知り合った。

(イ) Y1は、2012年1月に大日本図書に入社した後、営業局の課員として、藤井寺市を担当してきた者である。

Y1は、入社後間もなくして、藤井寺市の営業を担当することとなり、X1の紹介により、C氏と知り合い、その後、C氏からの誘いに応じて、同人と二人で、あるいはX1やその他の者を交えて、頻繁にゴルフや会食を行う間柄となっていた。

また、Y1は、C氏がゴルフを行う際には、自分自身やX1といった大日本図書の関係者が参加しない場合であっても、C氏から指示され、ゴルフ場の予約を行うことも少なくなかった。

(ウ) C氏は、藤井寺市教育委員会の事務局、道明寺小学校の校長等を経た後、2019年4月1日から2022年3月31日までの間、藤井寺市立藤井寺中学校校長として、同校の公務をつかさどり、所属職員を監督するなどの職務に従事するとともに、2020年4月30日から同年7月30日までの間、同市立学校教科用図書選定委員会委員を兼務し、同市教育委員会（以下「**教育委員会**」という。）の諮問に応じて、同市立小中学校で使用する教科用図書について調査審議し、教育委員会に推薦する教科用図書について意見を答申するなどの職務に従事していた者である。

(エ) D氏は、2008年6月から現在に至るまで、藤井寺市の教育委員を務めている者であり、2019年当時及び2020年当時も、その職に就いていた。

(オ) E氏は、2014年4月から現在に至るまで、藤井寺市の教育委員を務めている者であり、2019年当時及び2020年当時も、その職に就いていた。

(カ) F氏は、2019年当時、教育委員会により、小学校理科の調査員に選任されていた者である。

(キ) G氏は、2020年当時、教育委員会により、中学校理科の調査員に選任されていた者である。

---

<sup>10</sup> 現在の関西支社

- (ク) H氏は、2020年当時、教育委員会により、中学校保健体育の調査員に選任されていた者である。
- イ 当委員会は、当該7名のうち、X1、Y1、F氏及びG氏についてヒアリングを実施した。C氏、D氏及びE氏からは、C氏に対する公判手続への影響を理由にヒアリングを拒まれ、H氏からは対面でのヒアリングには応じられない旨の連絡があり、いずれもヒアリングは実現しなかった。

### **(3) C氏と大日本図書との関係性に関する認定事実**

- ア C氏、X1及びY1は、2013年頃から、仕事上の交流をきっかけに、定期的に食事やゴルフを共にするような間柄となったところ、このような関係性は、2016年に行動規範が制定された後も変わることはなかった。
- イ 以下では、同人らの交流の詳細について、まずは、小学校で使用される教科書の採択が行われた2019年と中学校で使用される教科書の採択が行われた2020年に関する事実経過について述べ、次いで、その余の年(2016年、2017年、2018年、2021年及び2022年)に関する事実関係の概略を述べる。

### **(4) 2019年小学校採択に関する認定事実【<sup>11</sup>】**

#### **ア 教育委員らとの会食**

- (ア) X1及びY1は、3月11日、大阪府堺市内の飲食店で、C氏のほか、かねてからC氏の紹介で面識のあったE氏と会食し、Y1は、4名分の代金合計4万9896円(消費税込み)を支払った。
- (イ) 当該代金は、後日経費として精算され、大日本図書が負担することとなった。
- (ウ) この会食の際、X1及びY1が、E氏に対し、4月以降に行われる予定の小学校採択に当たり、便宜を図ってほしいなどという直接的な要求をすることはなかったが、Y1は、散会后、帰宅するためE氏とタクシーに同乗した際、同人に対し、いずれ大日本図書の教科書の内容を説明するための機会を設けさせてもらいたい旨を述べた。これに対し、E氏が、拒絶するようなことはなかった。

#### **イ 異動祝い**

- (ア) C氏は、4月から藤井寺中学校の校長へ赴任(異動)することが決まり、3月22日、X1及びY1に対し、その旨を連絡した。
- (イ) X1及びY1は、4月4日、大阪府大阪狭山市内の飲食店で、C氏の赴任(異動)を祝うため、同人と会食を行い、Y1は、3名分の代金合計4万2500

<sup>11</sup> 以下、本項における日付は、特段ことわりのない限り、「2019年」である。

円（消費税込み）を支払った。

- (ウ) 当該代金は、後日経費として精算され、大日本図書が負担することとなった。

#### ウ C氏に対する金銭の交付

- (ア) 2019年度は、翌2020年度から4年間小学校で使用する教科書の採択年度であったところ、C氏は、4月10日頃、当時の教育長が、教科書採択に関し、「調査員の意見を大切にすると趣旨の発言をしたことを知り、「採択は教育委員会の権限で決めること」である旨を説明するため、藤井寺市の教育部長と会食することとし、その旨を、その頃、Y1に対して知らせるとともに、自身の説明の根拠となる資料を提供するよう求めた。

Y1は、C氏に対し、2019年（平成31年）3月29日付け文部科学省初等中等教育局長「教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）」の写しを交付することとするとともに、C氏が教育部長と行う会食の費用は大日本図書において負担すべきではないかと考え、X1に相談し、その承諾を得て、3万円をC氏に交付することとし、4月11日、前記通知とともに3万円を持参し、C氏と面会した。

C氏は、前記通知については受領したが、3万円については、「採択が決まってからもらう」旨を述べ、これを受領しなかった。

- (イ) Y1は、4月27日、C氏とともに、三重県内のゴルフ場にてゴルフを行うこととなっていたところ、それに先立ち、C氏から、5月1日、D氏と会食する予定である旨聞かされていた。そこで、Y1は、再度C氏に対して同ゴルフの際に3万円の交付を持ちかけることについてX1に相談し、その承諾を得た。そこで、Y1は、4月27日、自らが営業車を運転しC氏を乗せて同ゴルフ場に向かう車内において、同人に対し、3万円を交付したところ、C氏は、これを受領した。

当該3万円は、後日経費として精算され、大日本図書が負担することとなった。

なお、この日のゴルフ代は、各自で負担し、Y1がC氏の分を支払うことはなかった。

#### エ 調査員の一人との接触

- (ア) C氏は、4月26日、Y1に対し、同年藤井寺市において行われる小学校採択の調査員に選ばれた者であるとして、生活科と理科に関する各3名（合計6名）の名前を教示した（F氏が、理科の調査員の一人に含まれていた。）。なお、その際、C氏からは、情報一人毎に食事やゴルフの接待を求めるも

のと理解し得る旨の連絡もなされた。

- (イ) C氏は、その頃、かねてから面識のあったF氏に連絡をして、教科書会社との会食に同席するよう求めた。F氏は、これに強い躊躇を示したものの、C氏との従前からの関係性からこれを断ることができず、渋々これを承諾した。

しかし、その後に行われた日程調整の結果、C氏、Y1及びF氏の3名全員の都合の良い日が当面はないことが明らかになったことから、Y1とF氏が、2人で会食を行うこととなった。

- (ウ) Y1とF氏は、5月17日、大阪府大阪市内の飲食店で会食した。その際、Y1は、F氏に対し、大日本図書の小学校理科の教科書に関する「内容解説資料」（教科書見本（法定見本）とともに教育委員会をはじめとする採択権者に同送することが認められている資料）と、Y1自身が特徴と考える部分を当該資料から適宜抜粋するなどして作成した資料（以下「Y1自作資料」という。）を示しながら、大日本図書の教科書の説明をした。

もっとも、Y1による説明の内容は、すでにF氏を含めた小学校理科の調査委員会において調査していた内容と概ね同じ内容であった。また、大日本図書の教科書は、2014年、藤井寺市において小学校理科の教科書として採択されており、2019年度の採択の候補とされていた大日本図書の教科書は、2014年に採択された教科書の内容を大きく変更するものではなかったことから、その内容は、小学校教諭であるF氏において概ね認識しているものでもあった。

- (エ) Y1は、2名分の代金合計1万7928円（消費税込み）を支払い、後日、経費としてこれを精算し、その代金は、大日本図書において負担することとなった。

しかしながら、F氏からの申し出に基づき、2022年11月30日、当該代金の半額8964円について大日本図書への支払いがなされたため、最終的には、同人分の飲食代金は、同人自身が負担することとなった。

- (オ) なお、Y1が2019年4月26日にC氏から教示を受けた合計6名の調査員のうち、Y1が採択の終了までに接触の機会を持ったのは、F氏のみである。

#### オ 教育委員との接触

- (ア) C氏は、6月初め頃、Y1に対し、D氏及びE氏に対して大日本図書の教科書を説明するための機会を設定するため、関係者の日程を調整するよう求めた。

- (イ) ところが、Y1による日程調整が遅々としていたことに加え、C氏は、同

人が同月 26 日に E 氏と面会した上で大日本図書の教科書を推薦し、その旨を知らせるため、同日午後 10 時過ぎ頃、X1 及び Y1 に対して電話したにもかかわらず、両名がいずれも電話にでなかったことから怒りだし、折り返しの電話をした Y1 に対し、電話をしてくるべきは X1 であり Y1 ではないなどと叱責した。また、その後も、C 氏は、Y1 に対し、C 氏自身と大日本図書 (X1 及び Y1) との間で「温度差」があることを強く感じる旨を告げるとともに、X1 に対し、日程調整がなされないことに「絶望感」を感じかけていた旨を告げた。

- (ウ) その後、Y1 は、X1 とともに C 氏に対して懸命に謝罪し、許しを得た後、日程調整の上、E 氏と面会する日を 7 月 11 日に設定した。
- (エ) 他方、D 氏とは、両者の予定が合わず、近日中に面会する日程を設定することができなかったことから、Y1 は、C 氏及び D 氏の承諾を得た上で、D 氏の自宅に、小学校理科と小学校生活科にかかる内容解説資料と Y1 自作資料を郵送した。
- (オ) X1 と Y1 は、7 月 11 日、大阪府大阪市内の飲食店で、C 氏と E 氏と会食し、Y1 は、4 名分の代金合計 5 万 2488 円 (消費税込み) を支払った。  
Y1 は、会食の席上で、D 氏に郵送したのと同じ資料を示し、大日本図書の教科書の特徴などを説明した。  
前記代金合計 5 万 2488 円 (消費税込み) は、後日、経費として精算され、大日本図書において負担することとなった。
- (カ) また、Y1 は、C 氏の承諾を得た上で、同月 15 日頃、D 氏に電話し、前記 (エ) 記載の資料に基づく説明を行った。

#### カ 教育委員会での検討状況

- (ア) 7 月 29 日、藤井寺市臨時教育委員会が開かれ、2020 年 (令和 2 年) 度使用小学校教科用図書の採択に関する審議が行われた。
- (イ) 同委員会の出席者は、教育長 (1 名)、教育委員 (D 氏及び E 氏を含む 4 名) のほか、教育部長 (選定委員長) など教育委員会事務局の者らも数名参加した。
- (ウ) 出席者には、あらかじめ、選定委員会が作成した①「教科用図書選定委員会による採択候補社選定に係る調査概要」及び②「教科用図書選定資料」が配布されていた。
  - a 「教科用図書選定委員会による採択候補社選定に係る調査概要」とは、選定委員会が作成し、教科ごとに、採択候補となっている教科書会社の教科書内容に関する調査結果を記載した書面で、特に採択の有力候補である会社には「◎」印が付されることとなっている。このうち、「教科用図書

選定委員会による理科採択候補 3 社選定に係る調査概要」では、東京書籍、大日本図書、啓林館に「◎」印が付され、「東京書籍、大日本図書、啓林館の 3 社が、本市の地域と子どもの実態にとってふさわしいと考えます。」という選定委員会の意見が付されていた。また「教科用図書選定委員会による生活科採択候補 3 社選定に係る調査概要」では、東京書籍、大日本図書、日本文教出版に「◎」印が付され、「東京書籍、大日本図書、日本文教出版の 3 社が、本市の地域と子どもの実態にとってふさわしいと考えます。」という選定委員会の意見が付されていた。

b 「教科用図書選定資料」とは、調査員が、教科ごとかつ教科書会社ごとに、教育委員会が定めた採択の観点に従い調査した結果を記載した報告書面である。小学校理科については、大日本図書を含む 5 社についてそれぞれ教科用図書選定資料が作成されていたが、その記載内容のうち、5 社すべてに共通する記載が多数存在していた。

(エ) 同日の臨時教育委員会では、教科ごとに、順次採択の審議が行われた。いずれの科目も、まず、同委員会に出席している選定委員長が、採択候補となっている教科書会社すべてについて、その特徴や評価すべきポイントを説明し、その後、教育長及び教育委員 4 名が、各採択候補教科書についてその内容を審議し、最終的に多数決で採択すべき 1 社を決定するという流れとなっていた。

(オ) 理科の採択について、選定委員長からの各採択候補教科書 5 社（東京書籍、大日本図書、学校図書、教育出版、啓林館）についてそれぞれその特徴に関する説明があった後、教育長及び教育委員の間で、5 社の教科書につきそれぞれ良い点・配慮されている点などについて意見が述べられたが、最終的な多数決では、東京書籍 1 人、大日本図書 3 人、学校図書 0 人、教育出版 0 人、啓林館 1 人という結果となり、大日本図書が採択された。

なお、教育長及び教育委員の審議中の発言のうち、Y1 が D 氏及び E 氏に交付した Y1 自作資料に記載されている大日本図書の教科書の特徴に該当する事柄を述べたものは、同臨時教育委員会の議事録において確認できなかった。

(カ) 次に、生活科の採択について、選定委員長からの各採択候補教科書 7 社（東京書籍、大日本図書、学校図書、教育出版、光村図書、啓林館、日本文教出版）について、それぞれその特徴に関する説明があった後、教育長及び教育委員の間で、7 社の教科書につきそれぞれ良い点・配慮されている点などについて意見が述べられたが、最終的な多数決では、東京書籍 1 人、大日本図書 4 人、学校図書 0 人、教育出版 0 人、光村図書 0 人、啓林館 0 人、日本文教出版 0 人という結果となり、大日本図書が採択された。なお、同委員会の

議事録における教育長及び教育委員の審議中の発言のうち、Y1 が D 氏及び E 氏に交付した Y1 自作資料に記載されている大日本図書の教科書の特徴と同趣旨の内容の発言が 1 回見受けられた。

#### キ 採択の結果

前記臨時教育委員会の採択結果は下表記載のとおりであり、大日本図書の教科書は、前回に引き続き、理科及び生活科の教科書として採択された。

教科	採択年度		
	2010 年	2014 年	2019 年
算数	日本文教	学校図書	学校図書
理科	東京書籍	<b>大日本図書</b>	<b>大日本図書</b>
生活科	学校図書	<b>大日本図書</b>	<b>大日本図書</b>
保健	学研	学研	東京書籍

#### ク C 氏らとの会食及びゴルフ

(ア) X1 と Y1 は、C 氏及び I 氏との間で、8 月 14 日にゴルフに行く約束をしていたが、その後、X1 は、8 月 3 日頃、体調不良により、その約束をキャンセルすることとした。

X1 は、直前のキャンセルにより他の参加者に迷惑をかけ、また、プレー人数が減ることにより、他の参加者のプレー代金が高くなり得ることを懸念するとともに、C 氏には採択でお世話になったとして、Y1 に対し、当該ゴルフの代金は全員分を Y1 において負担するよう指示した。

(イ) Y1 は、8 月 14 日、C 氏及び I 氏とともに兵庫県内のゴルフ場でゴルフをし、Y1 は、3 名分の代金合計 3 万 0820 円（消費税込み）を支払った。当該代金は、後日経費として精算され、大日本図書が負担することとなった。なお、この日当該ゴルフに参加した I 氏は、藤井寺市とは異なる関西地区の中学校の教員であり採択関係者であるが、Y1 は当該地区の営業担当者ではなく、当該地区の採択について Y1 から I 氏に対し何らかの働きかけをしたことはなかった。

(ウ) また、X1 及び Y1 は、9 月 30 日、C 氏と滋賀県内のゴルフ場でゴルフをしたが、Y1 は、3 名分の代金合計 3 万 0444 円（消費税込み）を支払った。

同人らは、同日、滋賀県内の飲食店で会食し、Y1 は、3 名分の代金合計 2 万 8470 円（消費税込み）を支払った。

当該各代金は、いずれも後日経費として精算され、大日本図書が負担することとなった。

## (5) 2020 年中学校採択に関する認定事実【<sup>12</sup>】

### ア 採択年度の開始

- (ア) 2020 年度は、翌 2021 年度から 4 年間中学校で使用する教科書の採択年度であった。
- (イ) C 氏は、4 月 23 日、Y1 に対して電話し、本年度の中学校の教科書採択に関し、自身が選定委員会委員に選任された旨及び選定委員会の開催日程のほか、自身が校長を務める中学校に在籍する教諭のうち、某教諭が理科の、H 氏が保健体育の調査員に選ばれた旨を告げ、同人らに接触する方法を検討するよう求めた。
- (ウ) C 氏は、同月 25 日、Y1 に再度電話し、理科の調査員に選任予定であった前記教諭が家庭の事情により調査員を辞退したため、同人に代わって、G 氏を理科の調査員に選任するよう教育委員会に助言し、その承諾を得た旨と、正式に選任手続がなされた後は G 氏との接触が困難になると思われるため、選任前に、同人に接触する方法を検討するよう求めた。
- Y1 は、同日、X1 に対し、C 氏から連絡があり、理科の調査員が G 氏に決まった旨を知らされるとともに、同人が調査員に正式に選任される前に接触をするようにとの助言があった旨を知らせた。
- (エ) Y1 は、G 氏と話すべき内容について C 氏と協議した上、過去の営業活動の際に G 氏本人から聴取した G 氏の携帯電話番号に何度か電話を試みたところ、同月 26 日、同人と電話で話すことができたため、大日本図書が発行する中学理科の教科書の「内容解説資料（令和 2 年度版）」、「ダイジェスト版（令和 2 年度）」及び自宅学習支援に関する他校のホームページや同ホームページにアップロードされている自宅学習用動画の URL 等をワードファイルに貼り付けてまとめたものを自宅に送付させていただくので、後日、意見や感想をお伺いしたい旨を告げ、同人の承諾を得て、同月 28 日、実際にそれらを同人宅に郵送した。
- (オ) C 氏は、その後、Y1 に対し、G 氏が正式に調査員に選任された旨を知らせた。

### イ C 氏からの要求に対する Y1 の対応

- (ア) Y1 は、C 氏が選定委員に選任された後、C 氏からの様々な求めに応じて、藤井寺市の「採択一覧表」（公表されているもの）などを提供するなど、必要な情報を都度 C 氏に提供することを繰り返していた。

<sup>12</sup> 以下、本項における日付は、特段ことわりのない限り、「2020 年」である。

(イ) そのような折、Y1 は、4 月 30 日午後 7 時 55 分頃、C 氏から、選定資料に掲げて欲しい「観点」<sup>13</sup>を示すよう連絡を受けた。

Y1 は、その連絡の意図を理解することができなかったが、自分なりの解釈をもとに、同日午後 9 時 40 分頃までの間に、複数回にわたり、C 氏に対して回答をしたが、その返事は、いずれも C 氏が期待したものではなかったようであった。

すると、C 氏は、同日午後 9 時 54 分頃、Y1 に対し、参考にならないため、これ以上の回答は不要である旨連絡した。

(ウ) Y1 は、かねてから、C 氏は感情の起伏が激しく、一旦機嫌を損ねると何をされるかわからないため、丁寧な対応を心掛けていたが、前記連絡を受けたことにより、C 氏の要望に応えることができず、機嫌を損ねたものと確信するとともに、直ちに期待されている回答を行わなければならない、また、仮にそれを行えなかったとしても、それをするために最大限の努力をしたことを行動で示さなければ、今後予定されている採択において、大日本図書の教科書に不利益な扱いがなされるおそれがあると想起し、「先生、もう一度だけチャンスをください。お願いいたします。すぐに作成いたします。本当にお願いいたします。」などと連絡したが、C 氏からの返答はなかった。Y1 は、このやり取りをした際には自宅におり、就寝間際の状況であったが、自宅では満足な調べものもできないことから、同日午後 11 時 59 分頃、「適切な観点を示せるよう、もう少しお時間をください。」などと連絡した上で、直ちに、大日本図書関西支社の事業所に向かい、夜を徹して他の自治体の状況などをリサーチし、その結果を取りまとめた。

そのうえで、Y1 は、日付が変わった 5 月 1 日午前 4 時 29 分頃以降、C 氏に対し、検討し直したため、説明のために面会の機会をもらいたい旨を繰り返し懇願したところ、C 氏は面会に応じる旨を述べた。そこで、Y1 は、急いで事業所から C 氏の自宅へ車で向かい、同所に到着すると、今度は C 氏を車に乗せて、同人の勤務先である藤井寺中学校の方向に向けて車を走らせながら、その道中で、自身が調査した結果を C 氏に報告した。そして、藤井寺中学校付近まで C 氏を送り届けた後、帰宅した。なお、同日は大日本図書の社休日であった。

(エ) Y1 は、面会后、C 氏に対し、早朝から面会に応じてもらったことについて感謝を述べるとともに、即座に要望に沿った回答をなし得なかったことを詫びるとともに、「役に立たない回答ばかりを述べていました私を見捨てずにいただけたこと、本当に感謝申し上げます。」などと連絡した。すると、C

<sup>13</sup> 「観点」とは、教育委員会、選定委員会又は調査員が複数の教科書会社の教科書を比較検討するに当たり、評価の指標とする着眼点である。

氏からは、ようやく役に立ちそうである旨の返事があった。また、C氏は、同日中に、Y1に対し、Y1のような働き方ができる人は他の教科書会社にはいないのではないかと賛辞を送るとともに、Y1の当日の対応に謝辞を述べた。

#### ウ C氏による執拗な「ゴルフ」の誘い

(ア) 2020年は、3月頃から新型コロナウイルス感染症が拡大し始め、4月7日には、大阪府を含む7都府県を対象として緊急事態宣言が発令され、同月16日には、同宣言の対象地域が全国に拡大された。

(イ) C氏は、5月7日、X1に対し、我慢の限界であるため、家族には内緒で、居酒屋ではなくゴルフに行きたい旨連絡した。

これに対し、X1は、翌8日、C氏に対し、家族の体調面を理由に、やんわりとこれを断った。

(ウ) すると、C氏は、同月12日午後10時過ぎ頃、酒に酔った状態でY1に電話し、新型コロナウイルス感染症や、自分又は家族の体調を理由にゴルフの誘いを断るのはいかなものか、現実に行くか否かはともかくとして、前向きな発言をするのが担当地区での採択を考えている「プロの営業マン」としてあるべき行動なのではないかなどと不平不満を言い、また、Y1に対し、X1に連絡して1時間以内に自らの誘いを断った理由を回答するよう迫った。

また、C氏は、同日午後10時41分頃、Y1に対し、自らが藤井寺とは異なる特定の地域との繋がりを有していることに言及した上で、藤井寺市と当該地域とでは、大日本図書の対応に違いがあると感じるため、ゴルフの誘いを断った理由を明確に回答されたいと迫った。なお、Y1は当該地域の営業も担当しており、C氏は、その事実を把握していた。

(エ) Y1は、至急、X1への連絡を試みたが、直ちに応答がなかったことから、このままC氏の機嫌を損ねた状態では、藤井寺市の採択手続において、大日本図書の教科書が、同人によって意図的に不利益な取り扱いを受けるおそれがあると危惧した。Y1は、C氏から前記各連絡を受けた際には自宅におり、就寝間際の状況であったが、同人と面会して謝罪しなければならないと考え、C氏宅へ向かうため、直ちに自宅を出て電車に乗り、午後11時頃、同人に対し、電車に乗り同人宅へ向かっているため、直接話をさせてもらいたい旨を複数回にわたり連絡した。

すると、C氏から、その日は面会する意思がない旨の連絡があったため、Y1は、C氏宅を訪問しても面会は叶わないと考え、自宅へ引き返した。

## エ 調査員（保健体育）との接触

(ア) H氏は、5月18日、Y1に電話をして、自らが保健体育の調査員に選ばれたことから、大日本図書の教科書について、その特色等を教えてもらいたい旨を述べ、同日夕方頃、面会する約束をした。

(イ) Y1は、同日午後4時頃、H氏の車の中でH氏と面会し、調査員が調査結果を取りまとめる際に用いる書面のフォーマット（調査結果は未記入のもの）を見せてもらったが、その内容は、2015年度採択のときのフォーマットと大差ないものであった（大日本図書においては、採択年度が終了すると、各採択地区に情報公開請求を行い、公開された情報をもとに、教科書の改善を図っていた。藤井寺市における2015年度採択時に作成された調査書についても、過去に取得済みであったため、Y1においても、H氏とのこの日の面談前に、いかなるフォーマットが過去の採択年度で用いられていたのかを把握していた。）。

Y1は、H氏から、同フォーマットを参照しながら、大日本図書の教科書の特徴について尋ねられたため、その場で回答できるものについては回答し、その余については、後日参考資料を交付する旨を述べ、後日、実際にY1自作資料を交付した。

(ウ) 藤井寺市では、5月26日、各教科の調査員が集まって行われる調査委員会が開催された。

H氏は、同委員会後、Y1に対し、自らが担当する保健体育について、大日本図書で決定である旨などを連絡した。

Y1は、その知らせを受けて、X1に対し、H氏から、調査委員会の結果、大日本図書で決定である旨の連絡があったため、X1からもC氏に対し、お礼の連絡を入れてもらいたい旨連絡した。

(エ) X1は、これを受けて、C氏に連絡して、お礼を述べるとともに、理科にも期待している旨を告げた

すると、C氏から、理科は、Y1のG氏へのアプローチにかかっていると、言っても過言でないため、Y1にその旨を伝えてあるとの返答があった。

また、C氏は、近々、高松市在住の大学教授を訪問する予定であり、同訪問にY1を同行させる予定である旨を告げるとともに、訪問日翌日にはゴルフを予定していたことから、X1にも当該ゴルフに参加してもらいたいと提案したが、X1は、理由をつけて、当該提案を断った。

## オ 調査員（理科）との接触が実現しなかったこと

(ア) Y1は、5月27日、G氏と接触するため、「新しい資料の発送などもあり、お電話させていただきたい」「お帰りになられる際にでもお電話が可能な時

をお知らせください」などと連絡したが、G氏からは、採択期間中であり、教科書会社と接触を持つことは避けたい旨返信があったため、以後、Y1は、採択に関しG氏に対する接触を試みることはなかった。

- (イ) C氏は、6月19日午後10時前頃、酒に酔った状態でY1に電話し、G氏に現時点での理科の調査結果について尋ねたところ、大日本図書は上から3番目だと言われた旨を告げるとともに、大日本図書にとっては主力科目であるものの藤井寺市においては高い評価を得られていない「理科」について、大日本図書にとって「ご褒美」になるように活動するつもりである旨と、採択時期であるためわがままを言ってもらってよいなどと告げた。

#### **カ Y1がC氏による地方出張の送迎をさせられていたこと**

- (ア) Y1は、6月23日、C氏が高松市在住の大学教授を訪問するに当たり、C氏からの求めに応じ、大日本図書の社用車を運転して、大阪府から香川県まで、C氏の送迎を行った。
- (イ) Y1とC氏は、6月24日、C氏の知人を交えて、3人で、徳島県三好市内のゴルフ場において、ゴルフを行った。
- なお、この際のプレー代金は、各自が自分のものを支払ったため、Y1がC氏のプレー代金を支払うようなことはなかった。

#### **キ C氏からの資料送付**

- (ア) C氏は、6月25日、Y1に対し、理科の調査員が取りまとめたものであって、複数の教科書会社が発行している教科書の評価が一覧化された書面を交付するとともに、同人に電話をかけ、当該資料を、他に見せないよう伝えるとともに、後日、Y1と教育委員との接触の機会を設けるため、この資料をもとに、それに備えて準備するよう求めた。
- (イ) これを受けてY1は、謝意を述べるとともに、資料は他に見せることはせず、資料を基に準備する旨伝えた。

#### **ク C氏との会食とその際のトラブル**

- (ア) X1、Y1及びC氏は、7月3日、C氏が5月に受賞した府知事表彰のお祝い会という名目で、大阪府大阪狭山市内の飲食店において会食を行い、Y1は、3名分の飲食料金合計4万2680円（消費税込み）を支払った。
- (イ) なお、その会食の際、以下の出来事があった。
- C氏は、箸を用いて、コース料理の最後に出されたデザートを食べしていたところ、同店のスタッフに、スプーンを用いて食すことを勧められたことに怒りだし、同スタッフに対し、土下座して謝罪するよう繰り返し迫った。同

スタッフは、C氏に対して土下座をして謝罪したが、その後も、C氏の怒りは収まらなかった。X1及びY1は、そのままC氏を帰宅させるわけにはいかないと思い、C氏を宥めながら、同人とともに、同人の自宅前まで移動した。C氏の怒りは、次第に、前記スタッフに対して直ちにC氏が望む行動をとらなかったY1に向けられるようになり、C氏は、自宅前で、Y1に対し、土下座して謝罪をするよう迫った。X1は、Y1に対し、土下座などする必要はないと述べたが、Y1は、その場が丸く収まるならばと思い、雨のなか、土下座をして、C氏に対して謝罪した。

#### ケ 選定委員会の開催

(ア) 7月7日、藤井寺市の選定委員会が開催され、C氏は、選定委員の一人として、これに出席した。

当委員会において当該選定委員会の議事録を入手し得なかったため<sup>【14】</sup>、そこで行われた審議の詳細や、C氏が現実に行った言動の内容は不明であるが、C氏は、審議の実施中、Y1に対して、審議中と思しき教科（大日本図書が教科書を発行していない教科も含む。）における各教科書会社の全国採択率を教えてもらいたい旨、各教科の審議が始まる旨や終わった旨、各教科書会社の教科書の特徴を端的に教えてもらいたい旨、C氏自身が大日本図書の教科書を評価する発言をした旨や、他の選定委員による大日本図書の評価、最終的な審議の結果について連絡がなされた。また、それらの連絡と併せて、食事の接待を求めるものと理解し得る連絡もなされた。

(イ) C氏は、選定委員会が終了したと思われる同日午後6時頃、Y1に対し、教育委員であるD氏に対して自らが選定委員であることを明かした上で、選定委員会での検討結果どおりに採択がなされることを願っている旨の連絡をしておいた旨を知らせた。

(ウ) また、C氏は、同日午後9時54分頃、Y1に対し、教育委員であるE氏に対しても自らが選定委員であることを明かした上で、主要な教科の第1位通過の会社名を知らせておいた旨を連絡した。

#### コ 教育委員との接触

(ア) Y1は、7月8日、C氏に対し、数学の「選定資料」「調査員内部資料」を提供してもらいたい旨連絡した。

これに対し、C氏は、複数の写真を送信したが、その際に送られたものは、その年に調査員によって作成され、各社の評価が記載された調査書ではな

---

<sup>14</sup> なお、報道によれば、選定委員会の議事録は作成されていなかったとのことである。

く、一般に公開されている大阪府教科書用図書選定審議会作成の「令和2年度使用教科用図書選定資料」の中学数学に関するものであった。

- (イ) C氏は、同日午前9時45分頃、E氏に電話し、教科書採択を行う正式な教育委員会に先立ち、同月15日に教育委員会の構成員が集まり、各社教科書に関する勉強会を開催する予定である旨を聴取した。また、Y1とD氏が面談する場を設けるために、同月9日午後6時30分に大阪府松原市所在の飲食店での会食を設定し、これをY1に知らせた。

Y1は、同日、X1に対して連絡し、C氏がD氏との面会の機会を作ってくれた旨を報告した。これを受けて、X1は、C氏に対してお礼の連絡を行った。

- (ウ) C氏は、翌9日午前8時半過ぎ頃、Y1に対し、同日夕方、E氏の自宅を訪問し、資料を交付する機会を設定することができたため、資料を持って、C氏との待ち合わせ場所に来よう求めた。

これを受けて、Y1は、X1に対し連絡し、C氏がE氏に資料を渡す機会を設定してくれたことを報告した。

- (エ) また、C氏が、午前10時54分頃、X1に対し、直接、D氏とE氏との面会の機会を設定した旨を知らせたため、これに対し、X1は、お礼の言葉を述べた。

- (オ) Y1は、D氏とE氏に対する説明用資料として、Y1自作資料を作成し、同日午後5時、C氏と待ち合わせをしたうえで、E氏宅を訪問し、用意してきた資料を交付した。なお、この際、Y1が手土産や謝礼を持参し、E氏に交付したようなことはなかった。

- (カ) Y1とC氏は、E氏宅を出た後、前記飲食店に向かい、D氏と合流して、同所にて、会食を行った。その席上で、Y1は、D氏に対し、用意してきた資料を交付した。なお、この際も、Y1が手土産や謝礼を持参し、D氏に交付したようなことはなかった。

当該会食の代金は、3名合計2万5971円(消費税込み)であったところ、Y1は、これらを全額支払った。当該代金は、後日経費として精算され、大日本図書が負担することとなった。

#### サ C氏とのゴルフ及び会食

- (ア) X1は、7月11日にC氏、Y1及び他1名の合計4名でゴルフに行く約束をしていたが、体調が悪化し、通院の必要が生じたことから、同月9日、C氏に対し、その約束をキャンセルさせてもらいたい旨連絡し、そのうえで、Y1に連絡し、直前に約束をキャンセルする非礼を当日C氏に詫びるとともに、プレー人数が減ることにより、他の参加者のプレー代金が高くなり得る

ことを懸念し、C氏のゴルフ代は大日本図書側で支払うよう指示した。

- (イ) また、X1は、7月10日、Y1に連絡し、翌日のC氏のゴルフ代は大日本図書側で支払うようにと再度指示するとともに、出席する3名分の会食代に充ててもらふ趣旨で、3万円を封筒に入れて渡すよう指示した。
- (ウ) Y1は、同月11日、C氏と、同人の知人の3名で、三重県名張市内のゴルフ場で、ゴルフを行った。Y1とC氏のプレー代金は、それぞれ1万0503円（消費税込み）及び1万0193円（消費税込み）であったところ、当該代金は、いずれも、Y1が支払った。
- (エ) Y1とC氏は、ゴルフ終了後、前記知人とは異なるC氏の知人を交えた3名で会食を行うため、大阪府藤井寺内の飲食店に移動することとしていたが、Y1は、その移動前、C氏に対し、X1から言われているとして、封筒に入れた3万円を交付し、C氏は、これを受領した。
- (オ) その後、Y1とC氏は、前記店舗に移動し、知人と合計3名で会食を行った。Y1は会食の途中で帰宅し、当該会食の代金は、最終的に前記知人が全額支払ったため、Y1及びC氏がこれを負担することはなかった。

#### シ 教育委員会での検討状況

- (ア) 7月30日、藤井寺市臨時教育委員会が開かれ、2021年（令和3年）度使用中学校教科用図書の採択に関する審議が行われた。
- (イ) 同委員会には、教育長（1名）、教育委員（D氏及びE氏を含む4名）のほか、教育部長（選定委員長）など教育委員会事務局の者らも数名参加した。
- (ウ) 出席者には、2019年に行われた小学校教科書採択に関する臨時教育委員会の際と同様、あらかじめ、選定委員会が作成した①「教科用図書選定委員会による採択候補社選定に係る調査概要」及び②「教科用図書選定資料」が配布されていた。
  - a 「教科用図書選定委員会による数学採択候補4社選定に係る調査概要」では、大日本図書、啓林館、数研出版及び日本文教出版に「◎」印が付され、「大日本図書、啓林館、数研出版、日本文教出版の4社が、本市の地域と子どもの実態にとってふさわしいと考えます。」との選定委員会の意見が付されていた。「教科用図書選定委員会による理科採択候補3社選定に係る調査概要」では、東京書籍、大日本図書及び啓林館の3社に「◎」印が付され、「東京書籍、大日本図書、啓林館の3社が、本市の地域と子どもの実態にとってふさわしいと考えます。」との選定委員会の意見が付されていた。「教科用図書選定委員会による保健体育採択候補3社選定に係る調査概要」では、大日本図書、大修館書店、学研教育みらいの3社に「◎」印が付され、「大日本図書、大修館書店、学研教育みらいの3社が、

本市の地域と子どもの実態にとってふさわしいと考えます。」との選定委員会の意見が付されていた。

b 保健体育の「教科用図書選定資料」について、大日本図書を含む4社についてそれぞれ教科用図書選定資料が作成されていたが、その記載内容のうち、4社すべてに共通する記載が複数存在していた。

(エ) 同日の臨時教育委員会では、教科ごとに、順次採択の審議が行われた。いずれの科目も、まず、同委員会に出席している選定委員長が、採択候補となっている教科書会社すべてについて、その特徴や評価すべきポイントを説明し、その後、教育長及び教育委員4名が、各採択候補教科書についてその内容を審議し、最終的に多数決で採択すべき1社を決定するという流れとなっていた。

(オ) 数学の採択について、選定委員長からの各採択候補教科書7社（東京書籍、大日本図書、学校図書、教育出版、啓林館、数研出版、日本文教出版）についてそれぞれその特徴に関する説明があった後、教育長及び教育委員の間で、7社の教科書につきそれぞれ良い点・配慮されている点などについて意見が述べられたが、最終的な多数決では、東京書籍0人、大日本図書4人、学校図書0人、教育出版0人、啓林館1人、数研出版0人、日本文教出版0人という結果となり、大日本図書が採択された。なお、同委員会の議事録における教育長及び教育委員の審議中の発言のうちY1がD氏及びE氏に交付したY1自作資料に記載されている大日本図書の教科書の特徴と同趣旨の内容の発言が1回見受けられた。

(カ) 次に、理科の採択について、選定委員長から、各採択候補教科書5社（東京書籍、大日本図書、学校図書、教育出版、啓林館）についてそれぞれその特徴に関する説明があった後、教育長及び教育委員の間で、5社の教科書につきそれぞれ良い点・配慮されている点などについて意見が述べられたが、最終的な多数決では、東京書籍0人、大日本図書2人、学校図書0人、教育出版0人、啓林館3人という結果となり、啓林館が採択された。なお、同委員会の議事録における教育長及び教育委員の審議中の発言のうち、Y1がD氏及びE氏に交付したY1自作資料に記載されている大日本図書の教科書の特徴と同趣旨の内容の発言が2回ほど見受けられた。

(キ) 最後に、保健体育の採択について、選定委員長から、各採択候補教科書4社（東京書籍、大日本図書、大修館書店、学研教育みらい）について、それぞれその特徴に関する説明があった後、教育長及び教育委員の間で、4社の教科書につきそれぞれ良い点・配慮されている点などについて意見が述べられたが、最終的な多数決では、東京書籍0人、大日本図書3人、大修館書店2人、学研教育みらい0人という結果となり、大日本図書が採択された。な

お、同委員会の議事録における教育長及び教育委員の審議中の発言のうち、Y1 が D 氏及び E 氏に交付した Y1 自作資料に記載されている大日本図書の教科書の特徴と同趣旨の内容の発言が 3 回ほど見受けられた。

## ス 採択の結果

前記臨時教育委員会の採択結果は下表記載のとおりであり、大日本図書の教科書は、数学及び保健体育の教科書として採択された。

教科	採択年度		
	2011 年	2015 年	2020 年
数学	日本文教	日本文教	<b>大日本図書</b>
理科	東京書籍	東京書籍	啓林館
保健体育	東京書籍	<b>大日本図書</b>	<b>大日本図書</b>

## セ 費用の精算

Y1 は、7 月 31 日、同月 9 日に前記飲食店で支出した代金 2 万 5971 円の精算を求める支払伝票、並びに、同月 3 日に前記飲食店で支出した代金 4 万 2680 円の精算及び同月 11 日にゴルフ場で支出したプレー代金合計 2 万 0696 円の精算を求める支払伝票を作成し、それぞれ領収書を添付して、大日本図書に提出した。

大日本図書は、当該伝票に基づき、Y1 に対し、合計 8 万 9347 円を支払った。

## (6) その他の年

当委員会が調査対象とした 2016 年以降においては、採択が行われていない時期においても、C 氏、X1 及び Y1 は、定期的に会食やゴルフなどを行っていたほか、Y1 から C 氏に対する物品の提供なども行われていた。具体的には、以下のとおりであるが、採択時期でなかったこともあり、いずれのときも採択に関する話がなされることはなく、もっぱらプライベートな話がされていたようである（金額は、いずれも消費税込みのものである。）。

ア 2016 年において、X1 及び Y1 が C 氏と会食した回数は、3 回であった。そのうち 1 回は、I 氏を交えて 4 名で会食したものであり、I 氏が全員分の費用を負担した。残る 2 回は、いずれも X1、Y1 及び C 氏の 3 名で会食がなされたものであり（うち 1 回が 3 名合計約 1 万 8000 円、うち 1 回が 3 名合計約 2 万円であった。）、その費用は、大日本図書が負担した。

また、Y1 と C 氏が同年にゴルフ場で共にプレーした回数は、7 回であった

が、いずれについても、各自が自分のプレー代金を負担しており、大日本図書が同社役職員以外の参加者の費用を負担した事実は認められなかった（なお、7回のうち3回はY1とC氏が2名で、うち2回はH氏を交えて3名で、うち1回はX1とI氏を交えて4名で、うち1回はI氏及び大日本図書の従業員1名を交えて4名でプレーしたものであった。）。

イ 2017年において、X1及びY1がC氏と会食した回数は、2回であった。そのうち1回は、C氏が全員分の費用を負担したが、残る1回（3名合計約2万円）は、大日本図書が全員分の費用を負担した。

また、Y1とC氏が同年にゴルフ場で共にプレーした回数は5回、ゴルフ練習場に同行した回数は1回であったが、いずれについても、各自が自分のプレー代金を負担しており、大日本図書が同社役職員以外の参加者の費用を負担した事実は認められなかった（なお、ゴルフ場で共にプレーをした5回のうち1回はY1とC氏が2名で、うち2回はX1を交えて3名で、うち2回はX1とI氏を交えて4名でプレーしたものであった。）

ウ 2018年において、Y1がC氏と会食した回数は、8回であった（ただし、うち2回は、同一日に別の店舗で行われたものである。）。そのうち6回はY1とC氏が2名で、うち1回は、X1、D氏及びE氏を交えて5名で、うち1回は、I氏及び大日本図書の従業員1名を交えて4名で行われたものであった。Y1とC氏が2名で会食した6回のうち5回はC氏が二人分の費用を負担しており、残る1回は、各自が自分の費用を負担した。Y1とC氏以外の者を交えて行われた2回も、各自が自分の費用を負担しており、大日本図書が同社役職員以外の参加者の費用を負担した事実は認められなかった

また、Y1とC氏が同年にゴルフ場で共にプレーした回数は、10回であったが、いずれについても、各自が自分のプレー代金を負担しており、大日本図書が同社役職員以外の参加者の費用を負担した事実は認められなかった（なお、10回のうち2回はY1とC氏が2名で、うち3回はX1を交えて3名で、うち1回はH氏を交えて3名で、うち4回はI氏と大日本図書の従業員1名を交えて4名でプレーしたものであった。）。

その他、Y1が大日本図書の負担で書籍（約1000円）と食品（約6700円）を購入し、それをC氏に贈与した事実が各1回認められた。また、Y1がC氏に対するお土産として食品（約2000円）を購入し、Y1自らその費用を負担した事実も1回認められた。

エ 2021年において、Y1がC氏と会食した回数は、2回であった。そのうち1回は、X1とH氏を交えて4名で行われたものであり（4名合計約4000円）、残る1回は、Y1とC氏の2名で行われたものである（2名合計約1万円）。当該2回の会食の費用は、いずれも大日本図書が負担した。

また、Y1がC氏と同年にゴルフ場で共にプレーした回数は、10回であったが、いずれについても、各自が自分のプレー代金を負担しており、大日本図書が同社役職員以外の参加者の費用を負担した事実は認められなかった（なお、10回のうち2回はY1とC氏の2名で、うち3回はX1を交えて3名で、うち2回はX1とI氏を交えて4名で、うち1回はI氏を交えて3名で、うち1回はH氏を交えて3名で、うち1回はH氏及び同人の知人を交えて4名でプレーしたものである。）

その他、同年において、大日本図書の負担で、C氏に対し、藤井寺中学校に講師として大学教授を招く際の補助金の趣旨で現金3万円を、C氏の文部科学大臣表彰のお祝いの趣旨で5万円分のホテル利用券を交付した事実が認められた。また、C氏及びH氏が徳島県内の大学を訪問するに当たり、Y1が大日本図書の社用車で同人らの送迎を行った事実が認められた。

オ 2022年において、Y1がC氏と会食した回数は、2回であった。そのうち1回は同人らが2名で行ったものであり（2名合計約1万5000円）、残る1回はX1を交えて3名で行ったものであった（3名合計約2万5000円）。当該2回の会食の費用は、いずれも大日本図書が負担した。

また、Y1とC氏が同年にゴルフ場で共にプレーした回数は、8回であったが、いずれについても、各自が自分のプレー代金を負担しており、大日本図書が同社役職員以外の参加者の費用を負担した事実は認められなかった（なお、8回のうち2回はY1とC氏が2名で、2回はX1を交えて3名で、2回はX1とI氏を交えて4名で、1回はI氏を交えて3名で、1回はX1、I氏及びC氏の知人を交えて5名でプレーしたものであった。）

その他、Y1がC氏に対し、大日本図書の負担において、食品（約3000円）を交付した事実も認められた。

## **(7) その後の経過**

### **ア X1の取締役辞任**

X1は、2022年10月19日、大日本図書の取締役を辞任し、退職した。

### **イ 報道機関による報道**

(ア) 2022年11月2日、複数の報道機関が、大日本図書がC氏に対し、教科書採択に当たり便宜を図った見返りに賄賂を贈ったとして、関係者が同日に書類送検された旨を報道した。

(イ) なお、報道によれば、「C氏は2020年4月下旬から6月下旬までの間、理科と数学、保健体育の審査に関わる教員3人の氏名を大日本図書の社員に漏らしていた。」とされているところ、G氏が「理科」の審査に関わる教員、

H氏が「保健体育」の審査に関わる教員に該当すると思われるが、Y1を含む大日本図書の役職員らがC氏から「数学」の審査に関わる教員の教示を受けた事実を窺わせる証憑は認められず、また、Y1及びX1も、当委員会によるヒアリングに対し、「数学の審査に関わる教員の教示を受けた事実はない」旨述べている。

## ウ 刑事手続

- (ア) X1とY1は、2022年11月10日、C氏が中学校採択の選定委員を務めていた2020年4月30日から同年7月30日までの間にC氏から秘密事項である調査員氏名及び調査資料の開示を受けたことの謝礼として現金3万円の供与（前記(5)サ（エ）該当事実）及び飲食・ゴルフの接待を行ったこと（前記(5)ク（ア）、コ（カ）、サ（ウ）該当事実）に対する贈賄罪について、大阪簡易裁判所に略式起訴された。
- (イ) 大阪簡易裁判所は、同日、X1に対し罰金50万円、Y1に対し罰金30万円に処する旨の略式命令を言渡し、同人らは、即日、同各罰金を支払った。
- (ウ) C氏については、同日、加重収賄等の罪で「公判請求」がなされ、同年12月21日に大阪地方裁判所において第1回公判期日が開催された。同人は、同期日において、2020年、中学校採択に際して便宜を図った見返りに、大日本図書から送られた賄賂を受け取ったことを認め、同公判手続は、同日、結審した。

## (8) 藤井寺事案の評価

### ア C氏の言動の特異性

藤井寺事案は、前記のとおり、X1及びY1が、長期間にわたって行動規範に反する行為を繰り返し行ったもので、採択への影響も疑われるなど問題の多い事案であることは否定しがたいが、既に、前記第3・1で述べたとおり、C氏の言動の特異性が、同事案を引き起こした主な原因の一つであると指摘できる。

- (ア) 藤井寺事案において、C氏は、自らの地位を利用して、X1及びY1に対し、本来開示してはならない調査員の名前を伝え、調査員に対する働きかけを促すと共に、自らの知人であり、採択関係者であるD氏及びE氏の両教育委員への働きかけを促し、かつX1及びY1が両教育委員に働きかけができる場を設定するなど、教科書採択に関する自らの人脈を誇示して、ゴルフや会食、更には物品なども要求し、大日本図書の従業員であるY1をあたかも自らの私設秘書のごとく使用していた。

X1氏及びY1氏は、このようなC氏の言動から、C氏の意向に沿わない場合は、採択において大日本図書が不利益を受ける可能性があるのではない

かと想起するに至っていた。

こういった言動の結果、C氏は、2020年度の採択に関して、大阪地方裁判所において加重収賄事件等として起訴、公判請求にまで至っている。

- (イ) また、C氏は、Y1に対して早朝や深夜を問わず、複数の手段で連絡し、C氏の校長としての業務について意見を求めたり、X1やY1がいずれも参加することなく、C氏がその知人とゴルフを行うためのゴルフ場の予約を指示する一方で、特に飲酒時には感情の起伏が激しく、気に入らないことに怒り出すことが度々あった。C氏の要求を断るべきであったことは当然であるものの、X1及びY1が、C氏の度重なる要求に対して、同人の教科書採択への影響力を慮って、その機嫌を損ねないよう対応に苦慮していたことも窺われる。
- (ウ) このようにC氏の単にコンプライアンス意識の欠如に止まらない（同様のコンプライアンス意識の欠如は、D氏及びE氏についても指摘できる。）、現職の学校長としてはおよそ考え難い言動は、藤井寺事案を引き起こした主たる原因の一つとして挙げられるというべきである。その背景には、ゴルフや会食そして頻繁な日常的接触によって形成されたC氏とX1及びY1との間の濃密な人間関係があったものであり、極めて特異な事案であると評価できる。
- (エ) なお、X1以外の取締役が、X1やY1の藤井寺市での行動を認識していたと認めるに足る資料はなく、その意味では、藤井寺事案が、大日本図書の組織ぐるみで引き起こされたものとまでは認定できない。

## イ 採択への影響

- (ア) Y1は、2019年の小学校採択では小学校理科の調査員であったF氏に対し、2020年の中学校採択では中学校保健体育の調査員であるH氏に対し、大日本図書の教科書内容を説明するなど直接的な働きかけを行っている以上、Y1の言動が、F氏やH氏の調査結果に何らかの影響を及ぼした可能性を否定することはできない。

また、前記のY1及びC氏から、2019年及び2020年の教科書採択の際の教育委員であるD氏及びE氏への働きかけの事実には照らすと、2019年及び2020年の教科書採択については、その公正性（公正らしさ）に影響を及ぼしたことは否定できない。

- (イ) もっとも、Y1がF氏及びH氏に交付したY1自作資料に記載されていた大日本図書の教科書の特徴は、教科書見本（法定見本）とともに教育委員会をはじめとする採択権者に同送することが認められている「内容解説資料」に記載されている事項を抜粋したものであり、Y1からの説明を受けなければ

ば F 氏及び H 氏において知りえない特異な内容を告げるものではなかった。そのため、F 氏及び H 氏が、Y1 からの影響を受けず、教育委員会の示した観点に従い正しい調査手法で独自に調査をしていたとしても、同人らが選定委員会及び教育委員会に提出した大日本図書の「教科用図書選定資料」と同じ内容の資料が完成した可能性がある。実際、F 氏は、当委員会によるヒアリングに際し、要旨、「教科によるかもしれないが、前回採択された教科書会社の教科書が採択される可能性は高いと思う。特に理科は、教科書が変わると実験の道具も変わってしまうことがある。予算が潤沢にあるわけではないので、特に何もしなければ現状維持となる可能性が高い。」「Y1 からの説明は、細かい話というよりも大枠の話であり、すでに別の調査員の先生が調べてきてくれたものと同じような内容だった。」「会食後も大日本図書に有利に進めるということはしていない。また調査員である以上公平に見たいというところがあった。」「実際、大日本図書の教科書に書かれている実験方法について前々から良くないと思っていた箇所があったため、調査委員会の際に、その点に言及したこともある。」「私自身としては、採択がゆがめられたことはないと考えている。」と述べた。また、最終的に F 氏ら小学校理科の調査員及び H 氏ら中学校保健体育の調査員が作成した大日本図書「教科用図書選定資料」が、同じく同人らが作成した他の教科書会社の「教科用図書選定資料」の内容といずれも非常に類似していたことを踏まえると、Y1 の言動が F 氏及び H 氏を通じて調査委員会の調査結果に影響を及ぼした可能性は、相当程度低いと認められる。

- (ウ) その上で、2019 年の小学校採択について見ると、選定委員会作成の「教科用図書選定委員会による理科採択候補 3 社選定に係る調査概要」では、東京書籍、大日本図書、啓林館に「◎」印が付され、「東京書籍、大日本図書、啓林館の 3 社が、本市の地域と子どもの実態にとってふさわしいと考えます。」という選定委員会の意見が付されていたが、藤井寺市では、前回採択時（2014 年度）においても大日本図書の小学校理科の教科書を採択しており、前記 F 氏による「特に何もしなければ現状維持となる可能性が高い」旨の説明等に照らすと、教科書内容に特段問題がなければ、次回採択時にも使用が継続されることが自然であるといえるため、2019 年度採択時においても大日本図書の教科書が選定委員会から推薦が得られたとしても不自然とはいえない。

また、臨時教育委員会の議事録を見ると、理科については、Y1 が D 氏及び E 氏に対して交付した Y1 自作資料に記載されていた大日本図書の教科書の特徴に該当する事項が発言された事実はなく、純粹に教育長及び教育委員らの多数が、大日本図書の教科書が最も優れていると判断し、これを採択

したものと認められる。そして、生活科についても、教育委員の1名から、Y1 自作資料に記載されていた大日本図書の教科書の特徴と同趣旨の内容の発言が1回なされたことは事実であるが、そのほかにも大日本図書の良い点について教育委員や教育長から独自の意見が述べられ、その結果5名中4名という多数票を獲得して採択されている。以上を踏まえれば、2019年の小学校教科書採択の結果にY1の言動が影響しているとは認められない。

なお、2019年度採択時の教育委員であるD氏及びE氏に対しては、前記のとおりC氏から大日本図書の教科書採用についての働きかけがあったことが窺われるが、そのことが採択の結果にまで影響したといえるかについては、理科及び生活科の採決に至るまでの状況が前記のとおりであり、両委員が他社の教科書の採用を支持していながら、前記の働きかけにより意図的にこれを変更し、大日本図書の教科書の採用を支持するに至ったとまで認めるに足る資料はない。

- (エ) 次に、2020年の中学校採択について見ると、C氏が選定委員として参加した7月7日の選定委員会では、数学、理科及び保健体育の3教科について大日本図書が良い評価を得ているが、そのうち理科については、C氏とY1との間の同日のやり取りに照らすと、C氏が大日本図書を推薦する旨の発言をしたことが認められる。したがって、理科については、選定委員会の判断結果にC氏の言動が影響している可能性がある。もっとも、その後の臨時教育委員会での審議により、理科は大日本図書ではなく啓林館の教科書が採択されていることから、結果としてC氏の言動が最終的な採択結果に影響を及ぼしているとは認められない。また、数学については、Y1において事前に採択を目指していた教科ではなく、同選定委員会前及び同選定委員会中に、Y1が、選定委員及び教育委員に対して数学の採択に向けた何らかの働きかけをしたと認めるに足りる根拠はない上、その後の臨時教育委員会における審議についても、教育委員からY1自作資料に基づく発言はほとんどなされなかったことから、Y1が採択結果に何らかの影響を及ぼしたとは認められない。そして、保健体育については、前回採択時(2015年度)においても大日本図書の教科書が採択されているから、2020年の採択時においても大日本図書の教科書が採択されたことに不自然な点はなく、Y1の言動が採択結果に影響を与えたとは認められない。

なお、D氏及びE氏に対するY1及びC氏の働きかけが数学及び保健体育の採択の結果に影響を及ぼしたかについては、数学及び保健体育の採決に至るまでの状況は前記のとおりであり、両委員が他社の教科書の採用を支持していながら、前記の働きかけにより意図的にこれを変更し、大日本図書の教科書の採用を支持するに至ったとまで認めるに足る資料はない。

(オ) よって、当委員会が収集した議事録等の客観的な資料や、関係者らのヒアリング内容（なお、D氏及びE氏に対するヒアリングは実施できなかったことは前記のとおりである。）によれば、Y1及びC氏の言動によって、2020年（令和2年）度使用小学校教科用図書の採択及び2021年（令和3年）度使用中学校教科用図書の採択の公正性（公正らしさ）が影響を受けたことは否定できないが、現実に採択の結果がゆがめられたとまでは認められない。

## 5 その他の採択地区について

(1) 当委員会において、X1及びY1との間のやり取りの内容、同人らのヒアリングの内容及び大日本図書で保管されていた経理資料等を精査した結果、関西支社において、複数回、現職の教員や教員を退職した者との会食が行われていた事実が認められたが、そのほとんどは参加者各自が自己の費用分を支払う形で開催されており、行動規範に直ちに違反するとは認められなかった。もっとも、Y1の担当地区（前記4(5)ウ(ウ)記載の地域と同一の地域）においては、以下のとおり行動規範に違反すると思われる行為がいくつか認められた（下記ア及びイ記載の役職は、いずれも当時のものである。）。

### ア 2019年（小学校採択年度）

- (ア) 指導主事1名と、複数回、大日本図書の費用負担で会食をした。
- (イ) 指導主事1名と、1回、大日本図書の費用で会食をした。
- (ウ) 教員1名（選定委員）の自宅に見本を送付した。
- (エ) 年末の挨拶として教育長1名の自宅を訪問し、手土産として食品（数千円程度のもの）を渡した。

### イ 2020年（中学校採択年度）

- (ア) 小学校の教員1名と、1回、大日本図書の費用負担で会食をした。
- (イ) 中学校の教員1名と、1回、大日本図書の費用で会食をした。
- (ウ) 教員を退職した者1名（元小学校校長）から教科書が欲しいと言われたため、供給本の代わりに見本を送付した。

(2) 前記ア及びイに掲げた各事例（前記イ(ウ)を除く。）は、大日本図書側から教員に対して誘い又は働きかけを行ったものである。大日本図書が前記各行為を行った目的は、教員らとの関係性の構築又は関係性の維持、時節柄の挨拶、知見のある教員からの教科書内容に対する意見聴取といった点にあった。

(3) 一方で、前記に掲げた会食は、そのほとんどが採択手続の行われている期間（採択年度の4月から8月）外に行われたものであり、会食の場で必ずしも採択に関する話題が出ていたわけではなく、またその話題が出た際も、大日本図書から教員に対し、採択において何らかの便宜を図ってほしいなど採択に向けた具体的な依頼をしたとまでは認められなかった。加えて、前記見本や物品の提供をした事

例についても、かかる物品の提供とともに、大日本図書が教員に対し、採択に関して何らかの働きかけを依頼したとは認められなかった。当委員会において収集した資料に照らせば、本件において、藤井寺事案以外に採択の公正性が害されたおそれがある事案は認められない。

- (4) 関西支社以外の支社については、行動規範に違反する問題行為があったとは認められなかった。

## 6 経理処理の方法について

### (1) 営業に関する費用の経理処理

大日本図書では営業担当職員の業務に関して発生する費用の経理処理に関して、本社及びすべての支社において、基本的に共通の手順がとられており、その概要は以下のとおりである。なお、大日本図書のうち営業局に関して、「出張ならびに旅費規定」及び後述する営業局用の「起票見本」を除き、経理に関する規程類は存在しない。

ア 毎月初め又は一定の期間ごとに、各職員が1か月又は当該期間の行動計画に関する書面とともに、想定される費用の仮払いをうけるために「仮払金」と記載した支払伝票（以下「**仮払伝票**」という。）を原則として各支社長又は部長に提出する。後述のとおり支払伝票には会合の参加者の氏名を記載することが求められているが、仮払伝票にはそれを記載する必要がない。仮払伝票及び支払伝票は各支社を担当する役員（取締役又は執行役員）により決裁される。仮払いの対象となる費用には、会食等に関する費用のほか、出張などにかかる宿泊費、日当、交通費（ガソリン代や高速道路利用料金も含まれることがある。）が含まれる。

イ 行動計画書等の書面を提出させて申請時の仮払いの内容を確認していた支社も存在するが、口頭での説明にとどめている支社や、特に仮払いの内容について確認を手続として求めている支社も存在する。申請を受けた担当役員は、仮払金の金額及び内容の正当性・合理性を判断し、申請を承認したときは仮払伝票に捺印をする。

ウ 決裁済みの仮払伝票は、本社経理部に送付される。経理部は、決裁された仮払伝票を受領後、記載された仮払金額を所定の方法で振込送金する。

エ 本社経理部が仮払伝票により受領する情報は「〇月分、〇〇県、〇円」という概括的なものに過ぎない。詳細な内訳は各支社長が管理することとなっており、本社経理部において仮払金の金額及び内容の正当性及び合理性を判断することはない。

オ 各職員は業務に関する費用を支払った後、費用の科目ごとに支払伝票を起票

し、一部例外となる費用を除き原則として領収書等支払いを証する書面を添付して各支社長又は部長に提出し、仮払伝票と同様に担当役員が支払伝票の内容と領収書等を確認し、問題がなければ承認する。

カ 大日本図書では、各職員に対して日報を提出することが義務付けられており、日報を確認すればどの業務で費用が生じたかを確認できることが予定されている。しかしながら、支社により日報の運用が多少異なっており、毎日すべての職員から日報が提出されている状況ではない。

キ 支払伝票及び領収書等を受領した本社経理部は、支払伝票の金額と領収書等支払いを証する書面記載の金額の整合は確認し、金額などに問題がなければ、決裁された金額を基本的に要請どおり支払う。資金使途等を各支社に対して確認することはない。

ク 職員は、毎月又は一定期間ごとに、仮払いされた金額と実際に支出した金額の精算を行う。仮払いされた金額が多ければ各職員から大日本図書に超過額を返還し、支出した金額が多ければ、当該職員の口座に不足金額が振込送金されることにより精算が実施される。

ケ 本社経理部は、1年に1回程度、各支社の領収書と支払伝票を確認することがある。ただし、確認事項は、前月繰越金の額、職員に対する仮払金額、起票の流れが銀行口座の預金と整合しているかという点にとどまっていた。

## (2) 支払伝票の記載内容

ア 大日本図書では営業局に対して支払伝票の起票のガイドラインとして「起票見本」【15】を制定し、各支社長を含む部長以上の役職員に配布し、各職員に対して指導するよう求めていた。指導方法は各支社長に任されていたが、少なくとも一部の支社では各職員に「起票見本」が配布されていた。

イ 藤井寺事案及び五霞事案に関連する費用科目について、起票見本において概要以下のように定められている。なお、下記②ないし③は交際費の一部として定められている。

### ① 会議費

- ・ 会議を行うにふさわしい場所で催した会議に適用し、金額 5,000 円以下【16】の場合に適用。
- ・ 内訳に会議の日付・目的・人数を明記する。

### ② 一般図書販売拡張費

---

15 ここで述べる起票見本は大日本図書の営業局員向けのものであり、編集局員向けの起票に関するルールは別に制定されている。

16 起票見本では 3,000 円以下と定められているが、その後 5,000 円以下に変更されたことが確認できる。

- ・ 飲食を伴う接待費、並びに会議終了後、慰安を目的として飲食を供する場合、書店関係者等の宿泊の費用等に適用。
- ・ 内訳欄には、書店関係者接待費・人数、用途、対象者個人名・団体名、店名を必ず記載する。  
なお、これらの記載のない場合は、税務署他調査等において個人の責任となる旨の注記がある。

### ③ 調査研究費

- ・ 個人や団体への支払いにおいて、領収書のもらえないものに適用し、お車代も含まれる。
- ・ 支払先の個人や団体を明記する。
- ・ ただし上限金額は 10,000 円以内とする。

ウ かつては支払伝票の摘要として「飲食代」程度の記載しかされていなかったため、2016 年頃、本社経理部は、当時の営業局長を通じて会合を実施した場合には、支払伝票に会合の参加人数及び参加者全員の氏名を記載するよう指導を行った。しかしながら、営業局から、参加者全員の氏名を記載するまでの必要性はないとの話があり、少なくとも 1 名の氏名を記載すれば、その他の参加者の氏名は「他〇名」と記載して省略してよい運用にしていた。

## (3) 不適切な経理処理

当委員会の調査の結果、以下のとおり、本来想定されている手続とは異なる不適切な経理処理が行われていた。

### ア 仮名を用いた経理処理

上述のとおり、支払伝票には会合の参加人数とともに少なくとも 1 名の参加者の名前を記載しなければならないこととされていた。しかしながら、当委員会が入手した支払伝票に記載されている会食者の氏名が実際の氏名と異なる例が極めて多くみられた。このような例は、採択関係者に関する会食のみならず、行動規範上問題はないと考えられる大学の教員（教科書著者）との会食に関する支払伝票においても同様にみられた。

仮名を用いる理由については、「入社当初から仮名を用いるよう習っていた」「前回の教科書問題のときに先生の名前が出て迷惑をかけたため」「経理部が管轄税務署と調整した結果である」といった回答が各役職員からあり、支払伝票には会合に参加した者の氏名ではなく、仮名を用いる運用が少なくとも数年間にわたって行われていた可能性がある。

支払伝票に仮名を使用している事例においては、会合に参加した職員であっても、過去の支払伝票を見るだけでは、実際に当時の会合の相手がわからない可能性があるとのことであった。

#### イ 費用科目の変更

「起票見本」に従って本来一般図書販売拡張費として起票すべきところ、会議費として起票するなど、費用科目を変更して会議費として経理処理している例があった。

その際、一人当たりの金額が会議費の上限を超えている場合には会議費として処理できないため、支払伝票上、会議費の上限を超えないように参加者の人数を水増ししている例も認められた。

参加者の氏名に仮名を用いたうえ、参加者の人数を変更している例においては、実際に費用が使われた会合を第三者が特定することは極めて困難な状況となっている。

#### ウ 調査研究費の不正利用

調査研究費は、いずれも領収書が入手できない場合の経費処理であるところ、本来調査研究費が対象として予定している費用ではないものについて、調査研究費として支払伝票を作成して経費処理している例が多く認められる。

具体的には、業務に関連する費用ではあるが、会食等に参加して各自がそれぞれの会食費を負担した場合に本来一般図書販売拡張費又は会議費として経理処理すべきところ、その場で領収書を要求することが憚られたなどの理由で、領収書が入手できなかったときに、虚偽の内容の調査研究費の支払伝票を作成して経理処理をすることによって、費用請求をしている例があった。

また、このような領収書が何らかの理由で入手できなかった場合に、業務とは関係ないプライベートで発生した費用に関する領収書のうち、実際に負担した費用に近い金額の領収書を添付して経理処理をして、職員に払い戻した例も認められる。この方法は、調査研究費は使途不明であることから、多額の費用を調査研究費として費用請求することが望ましくないとの考えから行われていた。

#### (4) 関西支社における「ストック」

関西支社では、業務上発生した費用に関して領収書等を入手できない場合に備えて、当該費用を補填する目的で一定の金銭を保管する運用を行っており、かかる金銭を「ストック」と呼んでいた。

「ストック」の原資となる金銭の作出方法は、前記「6(3)ウ 調査研究費の不正利用」と同様であり、実際には費用が発生していないにもかかわらず、あたかも費用が発生したかのように調査研究費の名目で支払伝票を作成したり、プライベートで発生した費用に関する領収書を何らかの名目で支払伝票を作成したりして、大日本図書に費用を請求するものであった。

2016年に行動規範が制定されるまでは、現役の教員、教員を退職した者及び

教科書著者などとの会食の費用について、大日本図書に対して領収書を添付してその費用を請求していたが、制定後は会食の費用を各自が負担する（割り勘での会食）事例が増え、割り勘の場合には会食に出席している他の参加者の手前、その場で領収書を取得できず、大日本図書に「起票見本」に従って費用請求を処理できない事態が多く発生した。費用請求をできなければ各職員がその費用を自ら負担しなければならなくなることから、これを避けるため、このような方法が編み出されたとのことである。

関西支社では、営業職員のうち1名を除くすべての営業職員（Y1を含む）にそれぞれ1枚ずつ封筒が用意され、X1がその封筒で各営業職員について数万円の「ストック」を管理していた。「ストック」の取り扱いは、X1と各営業職員との間で行われていたが、支社長やその他の事務職員など関西支社に所属する者はみな「ストック」の存在を認識していたと思われる。

「ストック」として保管されていた金銭は、本件で問題となった藤井寺案件においてC氏に交付した現金の原資として用いられたほか、領収書が入手できなかった業務上の費用（教員を退職した者や教科書著者などに対して、いわゆるお車代として交付した金銭など）の補填として用いられていた。

なお、本件調査の範囲では、「ストック」と同様の金銭が関西支社以外の支社においても保管されていた事実は認められない。もっとも、2016年に行動規範が制定される以前に多少の金銭を保管していた支社は存在する。

#### 第4 原因分析

本報告書で問題とする各事案では、大日本図書の役職員と当該事案の関係者全員が行動規範に反することを認識しながら不適切な行為を行っていたものであるが、その原因を分析すると以下のような点が指摘できる。

##### 1 大日本図書におけるガバナンスの欠如

五霞町事案に関与したX2、藤井寺事案に関与したX1は、当時いずれも大日本図書の取締役であり、本来行動規範を率先して遵守すべき立場にあり、Y2及びY1の不適切な行為について、自ら指示をしてこれを防止すべき義務を負っていた。それにもかかわらず、取締役自身が行動規範に反することを認識しながら不適切な行為をY2及びY1とともに自ら行った。

五霞町事案では、Y2がA氏との退職慰労会を企画し約束を取り付け、X2に会食への同席を打診し承諾を得た時点では、行動規範に反してはいなかった。しかしながら、X2は、A氏が教育長に就任することを認識した時点で、A氏が採択関係者であることは明らかであるから、A氏の意向を確認するまでもなく慰労会を中止

するよう指示すべきであった。取締役自身が行動規範に反することを認識したうえでの行為であり、大日本図書としてこれを止める対応がとれなかったという点ではガバナンスが問題となると言わざるを得ない。

また、藤井寺事案に関して、C氏に対するゴルフや会食での接待は、2016年に行動規範が定められる以前から行われていた。X1は、行動規範に反することを認識したうえでその後本件が明るみに出た2022年に至るまでの長期にわたり、C氏を初めとする採択関係者に対するゴルフや会食による接待等の行動規範に関する行為を重ねており、取締役であるX1が率先して関与した結果、関西支社におけるリスク管理体制は機能不全に陥っていたと評価できる。前記のとおり、X1以外の取締役が、X1及びY1の藤井寺市での行動を認識していたとは認められず、その意味では藤井寺事案が会社の組織ぐるみで引き起こされたとは認定できないが、会社のガバナンスの要である取締役がこのような行為に長期間にわたって関与しており、これを大日本図書が阻止できなかったことからすると、会社としてのガバナンスが欠けていたと言わざるを得ない。

## 2 教科書の採択を獲得し、又は採択を維持するという大日本図書の利益に沿うことを至上のものとした結果としてのコンプライアンス意識の欠如

(1) 藤井寺事案に関し、X1及びY1は、既に認定したとおり、C氏に対する現金の交付、飲食やゴルフにおける接待といった行為により、贈賄罪で略式起訴され罰金刑が確定している。また、X1及びY1は、これ以外にも、C氏、D氏、E氏、F氏らに対し、ゴルフ代や飲食代を負担するなど、行動規範に明らかに違反して採択関係者に対する利益供与を重ねていた。特に、C氏（藤井寺市教育委員会の事務局を経て、2015年から道明寺小学校の校長、2019年4月以降は藤井寺中学校の校長）との関係では、X1は2010年頃にC氏と知り合い、以後会食やゴルフを通じて交友を重ね、2013年頃からは藤井寺市を担当することとなったY1も加わりC氏を接待するなどしていた。2016年に行動規範が制定されて以降もX1は、それ以前の交友関係をやめることなく、Y1とともに漫然とC氏に対するゴルフや会食での接待を続け、C氏から教育委員のD氏やE氏の紹介をうけ、さらには調査員の教示を受けるといったことをし、2022年までの長期にわたって行動規範に反する不適切な行為を続け、最終的に贈賄罪により刑事罰まで受けた。X1及びY1は、自らの行為が行動規範に反することを明確に認識していながらも、採択において有利な情報を得るべくC氏との不適切な関係を続け、採択関係者との関係を維持するために行動規範に反する不適切な行為を重ねていたと言わざるを得ない。かかる行為からすれば、X1及びY1は、新たな採択地域で教科書の採択を獲得し、又は既に採択されている地域で採択を維持するという大日本図書の利益に沿うことを至上のものとし、行動規範を遵守するという最低限

- のコンプライアンス意識すら麻痺し、明らかに欠落するに至っていたといえる。
- (2) また、五霞町事案においては、1 回限りの行為でしかも偶発的要素があるとはいえ、行動規範を確実に遵守するというコンプライアンス意識が X2 及び Y2 の両名に欠落していたことは否定できない。

### **3 A 氏や C 氏を初めとする「採択関係者」のコンプライアンス意識の欠如**

#### **(1) 五霞町事案について**

五霞町事案で会食の相手方となったのは、2022 年 4 月に五霞町の教育長に就任した A 氏であるが、A 氏は教育長就任前の同年 3 月末まで五霞中学校校長を務めており、行動規範遵守の必要性を知悉していた。したがって、教科書採択における公正確保のために、A 氏は、教育長としての立場上、教科書発行業者の役員との会食は当然に避けなければならないものであった。

本件において A 氏は、学校長在職当時に退任の際の慰労会の話をも Y2 から打診され、教育長への就任が決定する前にこれを承諾していたという事情があったとはいえ、教育長就任が決定した後においては、Y2 からの会食の申出を当然に断るべきであった。また、教育長への就任が公表された後、Y2 から会食の可否について問われたにもかかわらず、漫然と会食を行った。このように行動規範の遵守を怠り、教科書採択に関する公平性に疑念を抱かせたという点で、A 氏にコンプライアンス意識の欠如があったことは明らかである。

#### **(2) 藤井寺事案について**

C 氏は、学校長あるいは選定委員という立場にありながら、長期間にわたって X1 や Y1 からゴルフや会食等の接待を受け、時にはゴルフや会食による接待を要求し、本来職務上明らかにしてはならない情報を自ら X1 や Y1 に開示するなどしていた。一連の行動からすれば、C 氏にコンプライアンスの意識そのものが欠けていたことは明らかである。

また D 氏や E 氏においては、教育委員という立場にありながら、採択期間中に X1 や Y1 から会食による接待を受けていた。両名についても、教育委員として当然有しているべきコンプライアンス意識を欠いていたことは否定できない。

### **4 C 氏の言動の特異性**

C 氏の言動の特異性が、藤井寺事案を引き起こした主たる原因の一つであることについては、本報告書第 3・4(8)アに記載したとおりである。

### **5 経理部門を通じた管理体制の機能不全**

大日本図書では、営業職員が支出する業務関連費用について、各営業職員に対し

て仮払いを行ったうえで、一定期間経過後に精算する方法をとっていた。仮払伝票に関しては行動計画に関する書面を提出して確認することで各支社の担当役員が決裁し、その後の精算においては、領収書等の支払いを証する書面をとり、支払伝票に関与した者の氏名及び人数を記載することによって、発生した費用の金額及び内容を確認し、最終的に支払伝票を本社経理部に送付して保管することとしていた。

しかしながら、本社経理部は行動計画に関する書面や支払伝票の内容について精査することはなく、その責任は各支社の担当役員が負っており、これらの伝票等について大日本図書として監査手続がとられることは予定されず、かつ実際に監査が行われたこともなかった。また、支払伝票に記載される氏名が実際と異なっていたり、参加した人数も異なっている場合があるなど、少なくとも一部の経理資料は全く実態を反映しないものが作成されていたが、これらの書面の確認はすべて支社内で行われていたことから、本社経理部はこのような状況について把握していなかった。

経理部門を通じて不正な出費を是正する体制が全くとられていなかったため、結果として、長年にわたって不正な出費がなされていたにもかかわらず、事前にかかる費用の支出を阻止することのみならず、五霞町事案及び藤井寺事案が発覚するまで、本社経理部門においてこのような不正が行われていたことを把握できず、長年にわたり是正することができなかった。

## 6 全社的なリスク管理体制の機能不全

大日本図書では、全国に6つの支社において、国内の地域の担当を振り分け、教科書の採択に関する営業を行っていたところ、全社的には、コンプライアンス委員会を通じて行動規範の遵守について営業担当者に周知をしていた。

ところが、五霞町事案では、東日本支社内でX2及びY2がA氏と会食するという情報は他の職員に伝わっていた可能性があるにもかかわらず、支社内でこの会食の実施を阻止する動きがなかったばかりか、この情報が事前に全社的な情報提供窓口にも一切伝わることなく、先に報道機関に流れたことが窺える。

また、前述のとおり、会食費用の精算を実施するための手続において、教育長であるA氏との会食費用の支出であることが東日本支社内で事前にも事後にもチェックできなかったという問題点も指摘できる。東日本支社のリスク管理体制が同支社内で完結し、これが機能しなかっただけでなく、全社的なリスク管理体制と連携しておらず、全く機能しなかった。

また藤井寺事案においても、X1及びY1とC氏らとの不適切な関係は、少なくとも行動規範制定後、約6年もの長期にわたっていた。関西支社の規模に照らしても、この間、X1及びY1の両名がC氏との間で不適切な営業活動が行っていたことは、日報及び月報を確認する立場にあった支社長のみならず、その他の関西支社

の職員は認識し得たといえ、かつ実際にも認識していた可能性が高い。それにもかかわらず、そのような情報が関西支社内に止まり、全社的な情報提供窓口への情報提供がなされなかったことは、全社的なリスク管理体制が機能していなかったといえる。

これらの原因として以下の点があげられる。まず、各営業職員の業務記録である日報や月報は、各支社内において支社長又は担当取締役が確認するにとどまっており、全社的に確認又は監査される体制が構築されていなかった。また前述のとおり経理手続についても、発生した費用の内容や金額の妥当性の確認は支社のみがその責任を負っており、本社経理部は費用にかかる証拠と金額の一致について確認するなどにとどまっており、費用の内容や金額の妥当性、会食の相手方の確認などは行っていない。したがって、各支社における具体的な営業活動が仮に行動規範に違反していたとしても、同支社に所属する職員以外の者が事前又は事後に確認や監査する体制が整えられておらず、自主的に同支社に所属する者が声を上げるといったことがない限り、違反行為を取締役等が把握することは困難であった。さらに、各支社の職員は原則として転勤することはなく、支社長も自ら営業を担当していた地域で昇進することが一般的であり、支社を超えた人事異動が頻繁に行われないことから、支社独自のルールが形成されがちで、当該支社の役職員以外が営業活動を監督する体制がとられていなかった。そのため、藤井寺事案のような不適切な行動を大日本図書として全く把握できないまま、長期間にわたって是正されることなく継続する結果を招いた。

## 第5 再発防止策

### 1 取締役会のガバナンス改革

今回、コーポレートガバナンスの要である取締役会を構成する取締役2名が本件各不祥事に直接関与したことは重くとらえるべきであり、取締役会は体制を一新し、今回の不祥事を踏まえて、行動規範の遵守に向けて、取締役どうしが意識を共有し、お互いに遵守へ向けての意思確認を図る必要がある。本報告書作成時点において五霞町事案と藤井寺事案に関与した2名の取締役が既に退任した。今後取締役会は、今回の不祥事の検証の結果を踏まえ、行動規範遵守のための具体的な危機管理体制についての議論を深め、その成果を早急に共有すべきである。危機管理体制の一つの方法として、教科書行政に詳しく、学校関係者や教科書発行会社の職員のコンプライアンスにも通じた有識者を招聘し、取締役会のアドバイザーとして、取締役会への関与を求めるといったことも考えられよう。また、後述するコンプライアンス委員会を取締役会直轄の機関として、同委員会から定期的に報告を受けることを考えるべきである。

いずれにしても、今回の様な不祥事の再発を防ぐためには、行動規範の遵守が営業目的達成に優先して必要不可欠であるとの意識を取締役全員が持つことが肝要である。

## 2 コンプライアンス委員会のもとでの行動規範遵守のための具体的方策の策定

大日本図書では、教科書協会により行動規範が制定された際にコンプライアンス委員会が設けられた。しかしながら、コンプライアンス委員会が適切に機能したとはいえない現状に鑑みると、同委員会を取締役会直轄としたうえで、同委員会の権限及び委員について、外部の有識者を参加させるなどして見直しを図るとともに、同委員会をして、各支社も含む全国規模で行動規範の遵守に向けての実効的な指針を策定させることを考えるべきである。

行動規範の解釈については、行動規範を策定した教科書協会による Q&A が存在するが、実際に営業する場面では、教師等との懇親会の在り方・持ち方、教師との交友関係の在り方等に関し、どこまでが行動規範の解釈として許されるのか必ずしも明確ではない点がある。教科書採択のための営業は、よりよい教科書を作成する観点においても、教科書の利用者であり採択者側である学校教員からの的確かつ率直な情報の獲得が不可欠である。そのためには人間的な接触の場が重要である以上、営業担当者にとっては、学校内での面談のみならず、学校外での面談や電話・電子メールによるコミュニケーションなどにより人間関係を深めたいと考えることは否定できない。そのような活動を一律禁止することも考えられるところであるが、一方で教科書会社としての営業の観点からすれば一律禁止という方針は取りにくいことから、そのような場面でどこまでが許されるのか、大日本図書としての「行動規範遵守のための細則」といった明確な指針を策定することにより、支社を問わず全社一律の基準を設けて全社員に徹底することが必要である。

大日本図書はこの基準を自社のウェブサイト等で公開するなどして広く採択関係者に対して周知し、かかる基準や行動規範に抵触する行為や疑わしい行為が生じないよう各採択地区の教育委員会から打診があれば意見交換等を行うことも検討すべきである。

また、営業職員に対するヒアリングの結果からすれば、営業の現場において行動規範との関係で許容されるか疑問が出るものがしばしば起きうることから、そのような場合に大日本図書としての方針をタイムリーに検討し回答する窓口を設けることも考慮すべきである。かかる窓口を設けることにより、営業職員の行動規範遵守違反を防止するとともに、全営業職員に対して行動規範遵守にかかる問題点の注意を喚起できる効果も期待できる。

### 3 行動規範の遵守を徹底するための全社的な危機管理体制の構築

「第4 原因分析」において述べたとおり、藤井寺事案では、関西支社内での危機管理体制が全く機能しておらず、本社の管理部門も同支社内における行動規範に反する重大な不適切行為の存在を全く把握できていなかったもので、大日本図書において、早急に全社的な危機管理体制を新たに構築する必要がある。そのためには以下のような方策が検討されるべきである。

#### (1) 情報収集窓口の設置

五霞町事案では、行動規範違反行為を大日本図書社内で把握できないまま、その情報が報道機関に流れた可能性が否定できないことからすれば、まずは本社内に全社員が利用できる行動規範遵守に特化した情報提供窓口を設け、場合によっては、窓口業務を弁護士等社外の第三者に委嘱するなどして、全社規模で行動規範の遵守に関する社内情報の収集を図るべきである。

その上で、各支社長及び部長等の管理職に対して行動規範遵守の徹底を指示するとともに、行動規範遵守に関する支社内の情報を本社に定期的に情報としてあげるよう指示し、危機管理に関する本社管理部門と支社長の連携を強化すべきである。

#### (2) 定期的な人事異動

藤井寺事案では、Y1が長期間に亘ってC氏に対する接待を継続して行っていたにもかかわらず長年明らかにならなかった理由の一つとして、各支社間における職員の異動が基本的に行われないことが挙げられる。すなわち、各支社において担当取締役、支社長、部長及び職員が固定化された組織においては、各役職員の上下関係が永続的であることから上司の違反行為を部下が率先して指摘することは期待しにくい。そして各支社の実務運用を他の支社の運用と比較することが難しいばかりか、当該運用を見直す契機を欠くことになる。

担当地域の学校の教員との関係を築くことが教科書会社の営業の業務の一つであり、そのためには一定の年数が必要だとしても、各採択地区の営業を一人の職員に相当長期にわたって担当させることはできる限り避けるべきであり、上限年数などを設けておくことが望ましい。また、各地域の担当者を異動させることが難しい場合であっても担当取締役や支社長などの管理職は、営業職員よりも短い期間で異動させる方策をとるなどして、極めて限定された役職員のみが長期間にわたり各地域の運用に関わっている事態が生じないようにすべきである。

#### (3) 経理処理の手続規程の策定及び適切な処理の徹底

大日本図書では、「起票見本」を定めて支社長を含む部長以上の役職員に配布

し、各職員に指導するよう求めていた。しかしながら、仮払伝票及び支払伝票は、起票見本に沿った形式は整えられていたが、実際に支出した項目とは異なる項目による起票、相手方の氏名として仮名の使用、実態とは異なる人数の記載など適切な経理処理がなされていない実態が明らかとなった。このような処理がなされた原因は、起票された伝票が当該支社の担当役員や当該支社に所属する支社長及び部長以外の者に確認される可能性が皆無だったことにある。

そのため、第一に起票見本を基に今一度経理処理に関する事務手続に関する内部規程を策定し、規程に違反する経理処理を行った場合には懲戒処分の対象となることを明確にする必要がある。かかる規程では、大日本図書において行動規範との関係で認められる営業活動の範囲に限り費用が支出されることを明確にしておくことが求められる。すなわち、大日本図書として認められる範囲の費用に関して、所定の手続に従って処理され、かつ定められた書類が整っている場合に限り会社が費用を負担することを明確にし、それ以外の費用は一切負担しないことを明確にすべきである。また、仮払伝票及び支払伝票の記載内容の正確性を担保し、後日確認できるように、営業職員に対して日報の提出を厳格に義務付けることが考えられる。

さらに、各支社以外の者が、支払伝票及び支払伝票の内容をいつでも確認できる体制をとることが重要である。具体的には、各営業職員の日報を本社管理部門でも保管し定期的にチェックをすることや、本社に内部監査部門を創設し、当該部門の担当者が各支社の経理状況を確認するなどして、各支社において不適切な経理処理が行われることを抑止することが必要である。

#### 4 採択に関する営業における意識改革とコンプライアンス意識の定着

教科書の採択に関する営業に従事するすべての役職員に対して、小学校及び中学校で使用される教科書は、国民にとっての教科書の重要性から、無償措置法に基づき、各地区で採択された教科書は、義務教育課程にあるすべての児童生徒に無償で給与するため、国がその教科書を購入することとなっていることから、極めて高い公正性の確保が求められていることを改めて周知徹底しなければならない。

この公正性の確保の観点から教科書協会は行動規範を定めており、営業に従事する職員として大日本図書の教科書の採択を目指した営業活動を行うとしても、かかる行動規範の遵守は大日本図書の営業活動の当然の前提で、かつ優先するものであり、大日本図書は会社として行動規範を遵守した営業以外の営業活動を一切認めないことを経営陣が明確に打ち出し、そのような営業をしてこそ自らの仕事についての誇りと自信が持てるものだということを認識させる必要がある。営業成績を重視する営業担当職員の意識改革は、難しい作業ではあるが、教科書会社にとっては避けては通れないものであり、着実かつ継続的にコンプライアンス意識の定着を図る

必要がある。

以上